
平成27年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成27年12月7日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成27年12月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君

総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。7番、江藤芳光議員の発言を許可します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 改めまして、皆さん、おはようございます。12月に入りまして、ことしの締めくくりの議会でございます。幸運にも一番くじを引かせていただいております。2つのテーマ、合所の水問題（総括）、それから農業問題、この2点について市長にお伺いをいたしたいというふうに思います。

それでは、最初に合所ダムの水問題についての総括をいたしたいと思いますが、その前に、先般、今年度の事業として「筑後川」という本が作成を市のほうでされまして、この本を3日をかけて、早速、目を通させていただきました。林逸馬さんが明治時代にお書きになった原作を今回、大石堰の理事長でありました、三浦俊明さんのほうが翻訳をされて、私どものほうに謹呈をいただいております。この五庄屋物語につきましては、帯木蓬生さんの「水神」上下巻、これも読ませていただきました。物語としての魅力に引きつけられた思いであります。この本は、350年前の中にそのまま自分が溶け込むような、特に気性の強いリーダー格の高田の五庄屋さん、山下助左衛門さんに成り切ったような思いで、いまだ、この本の余韻が残っているところでもありま

す。

発刊に当たって市長のほうがここに述べられております。どうか皆様には、この本を足がかりに、今日の繁栄に尽くされた先人の偉業に思いをはせ、できれば水の恵みをいささかでも再認識していただければ幸いですということで書かれております。どうぞ、きょうの質問については、この先人の思いというものも込めておりますので、どうぞ、その思いの中で市長の御答弁をいただきたいというふうに思っております。

それでは、議会では、今年度、全議員による水資源対策特別委員会を立ち上げまして、テーマとして、合所ダムの水問題の検証、2点目に上水道事業の対策、3点目に地下水保全対策と掲げて検討を進めております。

議論の中心は、先般、実施されましたアンケートの結果等を踏まえ、うきは市の上水道をどうするのか。このまま小石原川ダムを水源として県南水道企業団に加入する方向で進めるしかないのか。ほかに方法があるのか。今後、将来、地下水は汚染や枯渇が心配されるとはいえ、夏は冷たく、冬は温かくておいしい地下水から、水道料金を払ってまで上水道に切りかえる市民がどれだけいるのか。まして、ますます深刻化する少子高齢化等による人口減少など、まだまだ接続が進まず、100億円を超える多額の債務を抱える下水道事業に加え、この大事業が、果たして経営が成り立つのか。うきは市の財政はどうなるのか。大きな岐路に立っております。

長年論争が続いてきました合所ダムの水問題は、昨年8月31日、かわせみホールで開催されました上水道シンポジウムで高木市長の上水道に関する法律的な制度理論と持ち前の弁舌で論争は鎮静化し、水問題を語る市民はほとんどいなくなりました。しかし、当時の経緯を受け継ぐ一人として、先人の恩恵を無にし、根本的な疑念を積み残したまま、この大事業を進めることには、いまだ納得するに至っておりません。ところが、ここに来て、ようやく問題の原点にたどり着き、問題の全容がほぼ明らかになりましたので、先人たちに成りかわり、この問題を私個人として総括したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

テーマが2つございまして、それぞれ30分を予定しておりますので、市長にはひとつ簡潔にまとめたところでの御答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目のテーマでございますが、市長就任後、市長が繰り返し公にしてきた合所ダムの水問題に関する一連の見解は、旧浮羽郡3町が受けた配分水量（9,200トン/日）を福岡地区水道企業団に貸すことを仲介した福岡県、貸借契約（覚書及び確認書）を締結した福岡地区水道企業団と旧浮羽郡3町の三者における当時の検証事実に基づいた結論であるのかどうかを再確認いたします。

2点目、市長は、水資源対策特別委員会において、中断している福岡地区水道企業団との覚書

等に基づく借用水に対する協力感謝金（提示額1億5,000万円）の協議を再開したい旨の申し入れが議会に出されております。しかし、わずか一時金のみの交渉をもって、この覚書等の清算を図る考えなのか、その真意をお伺いしたいと思います。

御答弁を願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、合所ダムの水源地問題の総括についてということで、2つの御質問をいただきました。

1点目が、昭和50年に締結しております覚書と確認書についての御質問であります。これまで議会で御説明してまいりましたとおり、このことについては、私自身の目と耳で覚書等の締結当時から今日までの筑後川水系ダム開発に至る経緯を確認し、河川法などの関係法令を踏まえた上で答弁をさせていただいております。議員も十分御承知のこととは思いますが、再度、覚書の内容を確認いたします。

まず、福岡地区水道企業団と旧浮羽郡3町とで取り交わしております覚書について、覚書では、旧浮羽郡3町に配分された合所、江川、寺内ダムで開発される水道用水——1日当たり9,200トンとなっておりますが、この覚書は、河川管理者——当時は建設省でありましたが、河川管理者が関係しない当事者間の任意のものであります。旧浮羽郡3町は、合所ダム、あるいは江川、寺内ダムに水利権を持つための法的な手続を行っていないため、法的根拠に基づいた水利権を取得しておりません。さらに、河川法第34条——これは権利の譲渡についての条文であります。この第34条により、水利権の譲渡は、河川管理者の承認を受けなければならないものとされております。

以上の理由により、この覚書をもって旧浮羽郡3町に水利権があるとは言えないと考えております。この覚書は、あくまで旧浮羽郡3町が水を必要とするとき——具体的には、次期水源大山ダム開発までの期間を指すわけでございますが、福岡地区水道企業団が水の確保について担保するという意味合いを持ったものであると理解をしております。

覚書の趣旨にのっとり、平成6年に、県からは、合所ダムの次期水源として整備される大山ダムの建設計画にあわせて、旧浮羽郡3町も参画し、用水を確保するように指導されておりましたが、旧浮羽郡3町は、水道整備計画がないことから、水の配分について必要がないことを伝え、大山ダムへ利水者として参画をしておりません。したがって、大山ダムへ参画しなかった時点で、覚書に記載されております次期水源が開発されるまでの期間は満了したものと考えられ、覚書等に記載された内容、考え方は終わったものと理解をしております。これらの認識には変わりようございません。

2点目が、協力感謝金の交渉をもって覚書を精算するのかという御質問でございますが、ただ

いま御説明しましたとおり、覚書等につきましては、次期水源の大山ダム開発によって効力を失ったものと理解をしております。大山ダムが開発されたことを受けて、覚書、確認書を清算するため、合所ダム及び筑後川流域の水量確保並びに水源の清浄化に対する協力感謝金として、平成15年から時間をかけて協力感謝金の協議を行ってまいりました。

その後、ダム事業の検証や、市議会において水源に関する議論がされていたこともあり、協力感謝金の協議が中断をしております。しかし、本年8月10日に開催されました第4回水資源対策特別委員会において、議員の皆さんから、協力感謝金問題はどうか。協力感謝金についての交渉が中断されているが進めてもらいたい。あるいは、協力感謝金問題が風化しない前にきちんとやってもらいたいなどの意見要望がありました。

このようなことから、福岡地区水道企業団に協議再開を申し入れ、現在、協議を進めているところではありますが、協議中断による空白期間が長かったため、非常に厳しい交渉となっているところでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長の答弁は、まさに法律的、制度的に言えば、そういうことであるということは、私も行政を長く経験してきた1人として理解をいたしております。

そこで、きょう、ぜひ申し上げたいのは、市長も就任からほぼ4年近くになります。市長になられたときに、市長としてもしっかり勉強していくということを個人的にもお聞きをして今日に至っております、まさに日ごろ緻密な積み重ねの努力をなさる市長でもございます。

ただ、前回も申し上げましたけども、この覚書の当時の——いわゆる40年前、昭和50年当時、合所ダムが計画されている時期でございます。この当時、皆さんにも何回もお配りしていますけれども、覚書、それから、ここにもう一つ確認書というのが、皆さんも、御存じの方も多かろうと思います。この当時かかわった方が、今、お二方、現存いたしております。これも市長御存じのとおりであります。お一人が矢野正道さん、浮羽町の朝田に在住をいたしております。この方は、福岡県南広域水道企業団、うきは市が加入しようとしている水道企業団でございます。それから、福岡県南広域消防組合、解散いたしましたけども県南情報センター、そしてなおかつ小郡にあります三井水道企業団を創設された方です。久留米との関係もあって、人・物・金は一切出さないとの条件で、ゼロから福岡県南水道企業団を設立。その結果100億円を超える余剰基金を保有するなど、厚生省からも、私も一緒に連れていってもらったことありますけど、大変、経営的に称賛されるお話を今も記憶をいたしております。この方は、合所ダムの水で浮羽郡の水道をつくるのが生涯最後の仕事というのが口癖でございました。

それから、もう一方は大江信二さん、太宰府に在住でございます。82歳の方です。矢野さんは94歳ですね。大江信二さんは、元県庁の職員でございます、この水問題の所管であ

りました衛生部環境整備局の主幹をなされていた方であります。まさに、この覚書と確認書を御本人が原案を作成したお方であります。特に、浮羽郡とは、合所の問題とRDFの問題で、浮羽郡のことを非常に深く承知をいたしてある方でございます。たまたま電話で何回かやりとりをした経緯がありまして、その電話の結果を市長にもお伝えしておったんですが、御自宅のほうに2回行かれまして、膝詰めでいろんなお話を——市長の答弁も含めて、資料等も見ていただいていた結果でありまして、大江さんから私に電話がございまして、どうしてこんなことになったのかと、大江さんは、その責任から、今現在のうきは市の合所ダムの問題について事態を憂慮されて、矢野正道さんに会いたいということで、ことし8月27日、市長とお盆にいろんな個人的な話をした後でございますけども、わざわざうきは市にお見えになりました。

矢野さんと再会いたしまして、うきは市民憲章の作成委員長、それから、うきは市民の歌の作成委員長を務められました元読売新聞福岡総局長の山崎繁さんの立ち合いのもとで、当時の実情を矢野正道さんとともに検証、確認いたしまして、その全てを収録いたしておるところであります。参考のために写真を撮っておりますので、また市長のほうには1部お渡ししたいと思います。4人でゆっくりと40年前の事実を語ったところでもあります。

少し時間をいただいて、証言の要点について、皆さんに、この場で御紹介をしたいというふうに思います。

まず、この問題の発端は、浮羽町長でありました鑓水速太町長から、ダムができるが、耳納パイロットにはメリットがある。しかし、浮羽町には恩恵がない。どうにかならんのかというのが、小江さんのほうに御相談があったそうでございます。そして、合所ダムは農業用水として計画されておりますが、県は今後の水利用を考え、都市用水のユーザーを探したと。結果、福岡地区水道企業団と福岡県南広域水業企業団が手を挙げましたと。地元浮羽郡3町は、お金がないから手が挙げられなかった。今は地下水があります。しかし、将来は上水道を考える必要がある。今は水は要らんが、将来のため何かいい方法を考えてほしいということが、大江さんに相談があったそうであります。

同時に、大江さんは、矢野正道さん——福岡県南広域水道企業団の企業長とも相談したということでもあります。水の貸し借りは法律上できないが——これは市長のおっしゃるとおりです。河川法上、水の貸し借りというのは認められていないというのは法律的に明確です。しかし、法律上できないが、浮羽郡のため、どこに貸したらいいかどうかということを検討したと。結局、大江さんが水不足で悩む財力のある福岡地区水道企業団に話をもちかけた。その結果、福岡地区水道企業団は、水不足から水の貸し借りは違法と承知の上でこれを借りる意思を表明。浮羽郡3町には、ダムの建設費用を負担する金がない。だから、福岡地区水道企業団が肩がわりして負担することを約束。そして水を貸すことにした。これが覚書記載のとおり、水をかえずときにこ

れを清算するということが約束されたということでございます。

そうなりますと、11月1日号の——これはことしの11月1日号ですよ、水資源対策室からのお返事。住民の皆さんは見られたかもわかりません。この中に、どう書いてあるかという、合所ダムは、うきは市内にあります、うきは市は建設にお金を払っていません。ですから、どちらのダムも——藤波ダムもどちらもうきは市にあるものの、うきは市のものではありません。ダムは、建設にお金を払ったグループのものですと。こういうふうな記載になっております。それから、これは、平成20年7月15日号の広報にも同じことが書かれております。

だから、大江さんの話からすると、お金がないから福岡に水を貸して、福岡もそれを了解した。ダムのお金は肩がわりする。うきはに返すときに清算するというのが、これは、この覚書の第2項に、浮羽郡3町が使用する時点で清算し、両者に不利益が生じないように配慮するものとするということをはっきり書いてあるのに、お金を払ってないから権利はありませんという、これはお二人の話からすると、完全なうその記事がここに記載されているということになります。

こういうことで、福岡に水を貸すことにしたと。ダムの建設費は、福岡が引き受けると、水道企業団が。浮羽に返したときに清算するというは、この覚書どおりです。これを受けて、大江さんが中心になって、福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団、そして浮羽郡3町に9,200トンを配分をしたと。

さらに、福岡地区水道企業団は、大江さんに依頼し、水の返還が10年では不確定だとして、次期水源、大山ダムに上乘せして浮羽郡3町の水源を確保することで合意。覚書及び確認書を作成、締結したということでもあります。

大江さんがおっしゃる問題は、県が浮羽郡3町に対し、大山ダムに水源を求めさせたのがそもそも間違い。浮羽郡3町は、大山ダムや小石原川ダムに水源を求める必要はさらさらない。それが、県、福岡地区水道企業団、浮羽郡3町、三者で合意した覚書の約束だということでもあります。

このとき福岡地区水道企業団は、福岡市リードで浮羽郡3町の借用水を議会で議決をいたしております。これが、ここが水道企業団、当時、昭和50年、第3回議会の定例会の議事録です。そのまま書いてあります。

それから、水の貸し借りは法律上できないが、浮羽郡3町の将来を考えるとこれしか方法はなかったと。あくまで政治的判断であって、こういう例は幾つもあると。これを福岡地区水道企業団は認めた上で、時間の経過や状況の変化がどうあろうと借りた水は返すのが約束だというのが大江さんのお話、そのままのお話の要点をここに申し上げたところであります。

40年前とはいえ、大江さんの当時の記憶は明解でございました。今さら40年前の話を持ち出して、皆様の中には混乱を招くだけだということも承知をいたしております。しかしながら、

事実は事実として、市民の生活がかかっている重要な問題であります。市長として、直接、責任はないのかもしれませんが、ぜひこの話を御理解いただきたいというふうに思います。この話は、昭和50年——57年、私が久留米市荒木町の福岡県南水道企業団内で仕事をしていたことから、矢野さんに繰り返し聞かされてきた内容と一致するものであります。この話は、怡土市長時代、県からおいでいただいていた田中節男副市長に、副市長室でお話をしましたが、全くとり合っただけなかったということを知っておるところであります。

結果として、このお二人の証言からすれば、市長が繰り返されてきた見解は、法律云々にかかわらず、根底から覆ることになります。このお二人がいいかげんな話をするとは到底思えません。市長は、これまでしっかり勉強したとおっしゃられておりますが、生き証人である、お二人にぜひお会いをいただいて、どうしてこんなことになったのか、この事実を御確認いただきたいと思っております。その上で、今後このことを武器にさせていただいて、協力感謝金等の福岡の交渉を優位に進める材料としていただきたいと思うのでございますが、市長の、私が申し上げたことに対する今の御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、お二人の証言を引き合いに御指摘をされておりますが、根本的なところが食い違っているなど、こう思ってます。

まず、うきは市内にあるダムの水は、うきは市のものであるという前提でお話をされている感があるんですが、これは、議員も御承知のように、川の水というのは公水で国民全体のものであります。そういう中に人工的にダムをつくって、水源開発を起こして、上水道事業を起こすということになりますと、河川法等いろんな法令的な制約を受けて、その基本が利水権というものであります。立派な民法上の所有権がダムの中にも認められておりまして、ダムの建設に費用負担をしたものが共有持ち分としての利水権というのを取得します。この利水権をもって貸し借りというのは話がわかります。もちろん河川法上の水の貸し借りはできませんが、共有持ち分という財産をもってそれを貸し借りとする前提は、これは非常にわかるんですが、もともと利水権という共有持ち分を持ってなかったんですね、うきは市が。だから、貸し借りの前提が全然成立しないということを、まず、御理解いただかないと、今のお二人の証言の話を、うんうんと言うのは、ちょっと次元が違うんじゃないかというふうに思います。

そして、2点目の、どういうんですかね、県そのものが大山ダムに県の指導で旧浮羽郡3町に利水権を求めてきたと、それがおかしいというふうに証言者の一人であります大江さんがそういうふうにおっしゃっているということではありますが、やっぱり先ほどから、私、申し上げますように、もともと利水権という共有持ち分を持ってませんから、どうしてもあのときには、大山ダムに一旦、旧浮羽郡3町が利水権を確保して、そして、確保した後に、合所に持っている利水

権者と——いわゆる福岡地区水道企業団と、大山ダムに初めて利水権を取得する旧浮羽郡3町が対等な立場で河川法に基づく権利の譲渡をする。これを県庁は求めたのであって、何も県の指導も一切間違いはなかったと、このように理解をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 根本の根本——どうあれ市長のおっしゃる理論というのは、私は理解をしています。私もそれなりに勉強をしてきました。ただ、私が申し上げるのは、2人の伝聞ですから、ここで論争したところで何もなりません。だから、あくまでもここで、先ほど要点を申し上げましたとおりに、これはもともと法律に反している。いわゆる民法上、公序良俗に反するというのも理解した上で、ただ、この覚書等が表に出るといって自体がおかしな話で、こんな問題になってきたということは理解すると思うんです。私もやっとわかりました。表に出してしまったから、表に出さずに市長が就任したなら、これを1つの武器にして、交渉の余地があったんだけど、これが公になるほど言えないという現実を理解しています。

しかしながら、この話は、お二人の事実一致してますから、このあたりを、市長は、うきは市を今後どうするかという原点に立ち返って、これは話を再確認されて、大いに活用しないと、結局、市長は、理論と実際のあれというのをなかなか相入れない思いになられてますけど、これは、市民の水利権の問題等々わかってます。それでも、原点にこういう話があつて、政治的に県が仲介してやったことは事実ですからね。それを否定するんじゃなくて迎え入れてどうしようかという今後の展開に活用すべきという思いです。

もう30分近くなりますのでくどくどは言いませんが、30分できょうは定義するだけで終わりたいと思うんですが、最後に、私の総括の結論を申し上げていきたいと思ひます。

協力感謝金、もう協議始まっているそうですが、私は申し上げました、特別委員会で。こういうことでありますので、この内容を読むと、ちょっと申し上げます。

私は、ここに至って、合所の水が返還されるとは思っておりません。もし返還されたとしても、田主丸が久留米市になった以上、このうきは市、旧2町で合所に浄水場を建設して、これで経営が成り立つとは思っておりません。そういうことで、結論を申し上げると、このお二方の証言から私はいろんな書類を見て申し上げようと思ったんですけど、議事録が幾つもあります。県、福岡地区水道企業団、旧浮羽3町との。でも、どうしても浮羽郡3町というのは、水に関心と水の制度理論に疎い。結果として、福岡地区水道企業団の大組織に足元を見られてる。やり込められているとしか思えません。今までの経過ですよ。そして、なおかつ福岡は水を返したくない。それから、覚書が表に出ては困る。もしこれが国土交通省に知れたら大変なことになるというのは明確にこの議事録にあるんですよ。そらそうですよ、法律違反ですから。市長も国交省出身だから、私は思うんですよ。国交省の官僚だった市長さん、市長になっていただいた。しかし、法律

違反を、事実がそうであってもそういうわけにはいかないという立場でやってるんじゃないかと。事実は事実として。

だから、市長は今や政治家ですから、国交省なんか関係なくして、県からも補助金もらわないかんから、嫌われたらなかなか難しいという立場にあるかもしれませんが、ここ一番、やるべきは、法律違反をやったのは大江さんだけでも、県がやったんなら、住民を犠牲にするんじゃないかと県と戦わないかとです、福岡地区水道企業団と。

ところが、市長は、こういう考え方が、平成15年に来た文書についてもメモだ、メモだというふうに、どうして県とか福岡の立場になった発言をして住民をしっかりとあきらめさせようとするのかというのは不思議でならないというのが正直な思いでもございました。そういうことで、どうも福岡にしてやられてるというのが私の印象でございます。

そういうことで、今、うきは市は、上水道をどうするのかせば詰まった状況にあるさなかでもあります。事実は事実として将来に禍根を残さないため、先人の名誉を守るためにも、その義務があるというふうに思います。市長の考えどおり、上水道に着手する強い意思があるのであれば、その前提として、これから協力感謝金の交渉を政治的かつ優位に進めるためにも、ぜひこのお二人にお会いして事実を御確認いただきたい。この問題を河川法や制度理論云々ではなく、政治的に苦肉の策として整理したものであって、政治は政治で決着をつけるのが市長の立場ではないかと思っております。それができないのであれば、高木市長がうきは市長として信頼できる人なのかどうなのかが問われることになるというふうに思います。ぜひ、市長にこのお二方にお会いしていただいて、先人に対して、それは、市長の事実は事実できちっとお伝えすればいいことですから、それを最後に確認をして終わりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、1点なんです、私が福岡地区水道企業団、あるいは福岡県の立場に立って擁護するかの答弁をしているという御指摘、これは、きょうだけじゃなくて、以前にも議員から御指摘をいただいておりますが、そのたび申し上げてますように、決してそんなことはございません。当然、私も政治家としていろんな団体と対峙し、また、要求をしていく立場の人間であります、そういう要求する中において、やはり合理的な理由というか合理的な根拠がないと、なかなか交渉事もまとまりません。したがって、冒頭申し上げましたように、この案件については、私自身が、この目と耳でしっかりと検証した中で答弁をさせていただいておりますし、それは、うきは市民を代表した市の公益を背負ったところで答弁をさせていただいているということをお理解いただきたいと思っております。

2点目が、証言をされている2人の方にお会いしたらどうかというお話でございますが、これは個人的な案件でございますので、この場で明解な答えは差し控えさせていただきますが、御指

摘については受けとめておきます。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 会わずして、やはりこの大事なうきはの将来、禍根を残してはいけないと思いますので、ぜひ堂々とお会いになって、そして、お二方の——もともとこれは、法律に反したことで始まっていることは事実ですから、それはそれとして、事実は事実として、やはりそこは整理をかけていかないと、このまま市長が会われないとすると、また疑心を持ったまま引きずっていくものになると思いますので、ぜひお会いすることを期待して、この問題については終わりたいと思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

T P Pとうきは農業振興政策についてをお伺いしたいと思います。

1点目、市長は、大筋合意に至ったT P P（環太平洋経済連携協定）をどう評価し、今後、将来に向けた、うきは市農業への影響を、どう分析しているのか。

2点目、うきは市農業の政策と現状において、今後、基幹産業やフルーツ王国だと言えるのかどうか。急ぎ総合戦略を結集して農業基盤の抜本改革に着手しない限り、うきは農業は生き残れないのではないかと考えております。市長の見解と決意をお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、T P Pとうきは農業振興政策について、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目が、大筋合意に至ったT P Pをどう評価し、農業への影響をどう分析しているのかという御質問でございますが、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少、高齢化、農産物価格の下落、また、資材価格等の高騰により生産コストが上昇していることに伴う、農業所得の下落、停滞、さらには自然災害や異常気象等による農作物被害等により、厳しいものがあることは御承知のとおりでございます。

このような状況の中、本年10月5日、協定交渉参加12カ国は、T P P交渉閣僚会合において協定の大筋合意に至っております。その内容は、農業者に受け入れられるものではなく、聖域と呼ばれる農産物重要5品目——米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物についても、一定の聖域を守ったというものの、段階的に関税率が引き下げになるなど、到底容認できるものではございません。市といたしましては、これまでどおりT P P反対の考えでありますし、にじ農業協同組合等からも反対に関する緊急要請書をいただいているところであります。引き続き、関係各機関と連携して、T P Pの問題について取り組んでいく必要があると考えております。あわせて、地方経済や地域農業に与える影響試算などに対する早急な情報提供と国益に視点を置いた国会での十分な審議を行うことや、国内農業の活性化に向けた必要な対策と予算の確保を行うよ

う、強く要請をしているところであります。

なお、農業生産への影響についてであります。平成25年3月に農林水産省が試算を行っており、これによれば、農業生産高が約35%、金額にして約3兆円減少するとしております。しかしながら、今回の大筋合意が行われた後では、国の詳細な試算は示されていない状況であります。このような中、現時点では、農業生産への影響を高い精度で把握することは難しい状況であります。引き続き、国などの情報に注視してまいりたいと考えております。

2点目が、農業基盤の抜本改革が必要ではないかとの御質問でございますが、御指摘のように、今後、米麦や野菜、お茶なども含め、生産基盤の強化を図っていくことが必要と考えております。うきは市の農業生産基盤整備の現状としては、うきは市の耕作面積が3,170ヘクタールあります。このうち、県営圃場整備事業で整備を行った農地が約1,246ヘクタール、また、国営耳納山麓土地改良事業費で整備を行った農地が約217ヘクタールであり、急傾斜地や住宅地に隣接しているなどの理由により整備が難しい農地や整備を必要としない耕作地を除き、未整備地域は、山間地で4から6ヘクタールほどが残るのみとなっております。

このような状況の中、田については、農地中間管理機構の事業を活用して農地の集約化につとめ、戦略作物である大豆等のブロックローテーションの規模拡大や、ローテーションの短縮化等の検討を行っているところであります。しかし、戦略作物の大豆等の団地化を拡大するためには、オペレーター等の人材不足や、収穫するための農業機械の不足等の課題に悩まされている現状であります。このような課題に対応するために、うきはレインボーファームを中心に、平たん地と山間地に設けられている機械利用組合等が連携して、人材の交流等に取り組み始めたところであります。また、果樹については、TPPによる影響が比較的少ないと言われておりますが、市の農業の主要作物であるため、トータルの金額で見ると、非常に大きな影響が発生することも懸念されます。このような中、県としても新品種の開発、普及を積極的に行っておりますので、戦略的な品種を導入するとともに、消費ニーズをつかみながら、果樹生産の高度化を図っていく必要があると考えられます。そのほか、施設園芸であるトマトやイチゴ栽培については、収益性は高いものの、多額の投資資金が必要となるため、JA、普及指導センターと一体となって就農前後のサポートを行うことにより、新規就農者の育成を図ることが必要になると考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） TPPのうきはに対する影響、分析というものについては、具体的にはなかなかつかみにくい面があるかと思いますが、大方、毎日、今、農業新聞、それから西日本新聞等々でも、TPPの今後の——自民党政権がいかにかこれを救済していくかということが、ほぼ方向性が出てきているようでございますけれども、問題は——このTPPの関税撤廃が全体の95%、農産物でも80%、これが、農林水産物のうち51%が即時撤廃ということ

であります。うちの委員会のほうに付託がされましたけども、中野議員から——JAから意見書提出の陳情、請願がでておりますので、しっかり議論はしたいというふうに思います。いずれにしても、今の農業の実情を市長が本当にどう考えているのか。地下足袋履いて農園をしっかりと歩いて、この実情を本当に見ておるのかどうか。その辺をお話ししたいんですが。

1つは、圃場の稲ですね。前回の決算議会でもしっかりと、多分、後ろで石井係長聞いてあると思いますけど、ヒエの広がり、ヒエ。来年は、この種が落ちてますから相当拡大しますよ。以前はこんなことは全くなかったです。整然とした圃場、水田でした。びっくりしたのは、全部、吉井、浮羽町、見て回りました、ヒエがすごい。結局、うきはは個人農業で成り立ってます。はっきり言って。認定農業者もいらっしゃいますけど。しかし、やはり個人農業の崩壊がいよいよ始まったなというのが現実なんです。そして、今、うきは市に4つの営農法人、生産法人がございますね。私、大石営農法人のほうに属して役員もやらせていただいております。その経営の実態がどうなのかというのは、とにかくまず人手がない。オペレーター、大型機械。そういうのがまず現状で、あすをどうするかという状況の中に、今、リタイヤしようお年寄りの方が、いずれ営農に預かってもらえばいいという思いの方、たくさんいます。ところが、預かる能力がないんです。ほかも、4つとも。

だから、まず、この現状を根本的に打開する方策を今やらない限りは、このまま来年は、ヒエの、うきはの農場になることはほぼ間違いないような勢いです。なおかつTPPというものがありまして、米の問題については80万トンの備蓄ということに決着をしてますけど、それがどういいうしわ寄せが現実に来るのか。でも、米の食べる人が少なくなっているというのは前々からの話です。

いずれにしても、高齢化、担い手不足というものは全国の課題であるけども、市長が、うきはの基幹産業、そしてフルーツ王国と言うなら、今、基盤をどうするかということに本気で取り組まない限りは、ブランド、ブランド言ってますけども、農業基盤があつてのブランドなんです。ブランドありきじゃないんです。ブランド、ブランドで、うきはがしっかりテレビに出ることはいいことですが、やっぱり、中国の言葉に、魚を与えればいいと、一時は喜ぶでしょうけどもやはり魚のとり方を教えないと、うきはの将来というものはですね。だから、この基盤をどうするかということで私は懸命になってるんです。

そこで、市長もテレビなり報道で見られたかもしれませんが、私は、うきは丸ごと農業株式会社構想というのを申し上げました。目指すところは、この間、NHKでもありましたけれども、熊本の、かしま広域農場誕生、九州最大。面積478ヘクタール。構成員393人。結局、市が中心になって、JAもそうでしょうけども、そういう土地を一手に市が、信頼できる機関が借り受けて、そして団地化をして、米、麦——裏作の麦、米、大豆、野菜、この団地化をしな

い限り生き延びることは到底できませんよ。来年、答えが出るような状況です。

ですから、これをやってほしいという願いであったんですけども、今回の市のルネッサンスの戦略、また、議題になりますけども、第2次うきは市総合計画、中身をのぞいてみました。私は、何ですかね、ネットで見ればよかったですけど、もう終わってました。この結果が、今現在4法人を、10年計画なのか、5年の計画だと思いますけど、8法人にふやすと。規模拡大。法人化等推進とは、これは、もう今、以前の話なんですよ。JAのほうも、この数字は上がります。整合とれてると思います。

市長、この基盤の、私の言うものに早く着手しないと手のつけられない状況になります。それから、柿の果樹もそうです。この間、流川に行って、何人か若手と話しました。このままで大丈夫かと。そしたら、もうあとは担い手がおらんところは、もうだめじゃろうと。柿の安さ。ことは、私も3反半してますけど、立派な柿をつくりきるようになりました。出しても、キロ190円ですよ。値上がりは最後はしてきた。なぜかという、岐阜、奈良、和歌山、大量の柿を、渋柿を甘柿に出してる。安い。これに押されてる。うきはの柿は、もちろんおいしい。ところがそういう状態ですね。

もう一つ、ありがたいことに、これは、地方創生の恩恵で土壌調査が始まりました。うちにも来てますが、10日までに出示してくださいと。いつも生産している伊藤議員と藤田議員とも委員会の中で話すんですけど、大力翠雲さんがふるさと大使なさってます。帰ってきたとき、電話いただきます、お会いします。柿がおいしかったと言って、うきはに来て買って帰ったら全然味が違う……。結局、土の質でおいしいところと、見かけはきれいなんです。立派なもの。ところが、味がこんなにも違うという。農協に、JAに出すと、プールですから全部それで出荷されていく。だから、まず、現実的に、土質調査なりおいしさの調査をして、その中のおいしいのをブランドと。観光協会もゴールドシールやっています。ああいうものをするとか、そういうものがしないと、今、果物に絵を描いたり、あれをハロー何とかと言いましたね。ああいうものも売りの1つになっているし、もう少しその辺を考えて、まず、将来に向けた基盤をつくらないといけないというふうに思いますが、7分しかありません。まず、このことについて、私の思いについての御見解を賜りたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、大きな課題は、農地の集積、団地化であることは間違いありません。先般も農業委員会と意見を交換する場がありまして、そういう話もさせていただいたところであります。そして、また、私は、耳納山麓土地改良区の理事長も仰せつかっているんですが、農業用水関係においても、この団地化を進めないとなかなか利水関係も支障が出ているのは御承知のとおりでありますので、これは大きな課題だというふうに認識をしております。

それと同時に、いつも申し上げてますように、多分、我が国の農業は、今後ますます二極化、国が勧める攻めの農業というか、大規模農業と小規模農業というふう完全に二極化するであろうと思われま。

そういう中で、うきは市は中山間地もあり、山麓地帯もありということで、地形の起伏に富んだまちであるわけでありまして、その地形に応じた適地適作農業が過去から続いておりますので、そこを逆に売りとして、例えばいつも申し上げてますように、3点申し上げたいんですが、やはり消費者志向にあった付加価値農業の6次産業化、もう一つは、農業だけじゃなくて農村もブランドに引き入れて、都会を呼び込んで農業の振興につなげていくという話。それから3点目が、いわゆる小さな農業というか、生きがい農業で、これは福祉とのコラボレーションというか、庭先野菜をつくりながら健康を維持していただく、健康対策にもつながる。農業と福祉の連携、この3つも同時に進めていきたいということで、ルネッサンス戦略にもそういう趣旨で計画も出しておりますし、総合計画もそういう精神の中で計画をまとめているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） あと5分になりました。

市長に、ぜひお願いしたい。今、何をやるかの1つが、3年ほど前に私の質問でやったと思うんですけど、アンケートを各土地所有者なり——農業ですね、皆さんにとっていたデータが——私、きょう持ってきてませんが、あります。今、実態を即、1つの一定の方針を皆さんに、これからの農業の危機と方針を示しながら、実態の意識調査をやらないと、このまま個人個人の農業に任せとったら、早急に営農に預けりゃいいっちゃんということで、いよいよになったら預かり手がなくて放棄地になる。機械は買えない。もう体力もない。そういうぎりぎりのところに私は来ているというふうに見ているんですよ。だから、まず意識調査をJAと一緒にやってきちっとして、方向性を打ち出してから意識調査しないとなかなか答えは出ないと思いますので、それをぜひやっていただきたいんですが、いかがでございますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 意識調査をやったらどうかという御指摘でございますので、御指摘として受けとめさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これは、くれぐれもお願いしときます。実態を把握しないことには、もう政策は打てません。

それから、農業については、きょうの農業新聞で藻谷浩介さんの話も、きょう、副市長も非常に親しい方でございますけど、出ております。そういうことで、私も農業でというところで生まれた男で、うきはを思うがゆえに、やはり市長が言う基幹産業、それからフルーツ王国とい

うものを、今後やっぱり、より継承して発展していくためには、やはり福祉の問題もありましょ
うけども、基盤は、やはり農業の基盤をしっかりとしたものにして、この時代の少子化なり担
い手不足なりを、この時代はしっかりとそれで耐え抜いて、次の時代に受け継がなければならない
というふうに思っております。

もう一つは、今、大石農業では、せっかく大豆を植えたんですけど、水が仕切れずに、全部す
き込みました。もったいない話です。今、明確に、私もこの質問に立つ前に回って確認してきま
した。人がいないから機械もそれ以上ふやせない。だから、このままがもう生きるぎりぎりの
4つの法人というのは精いっぱいというふうに思っておりますので、その辺の事情も、しっか
り担当のほうは聞いてあると思いますので、どうか市長がやれという指示をしっかりと出して
いただくことをお願いをして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、10番、諫山茂樹議員の発言を許可します。10番、諫山茂樹議
員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ただいま、議長より許可をいただきましたので3つの件名につ
いて、抽象的な質問でなくて、具体的な政策提案をしていきたいと思っておりますので、誠意ある答弁
をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず1つ目の質問であります、電気料金削減による経費節減ということござい
ます。

さきの東日本大震災までは、原子力発電の安全神話を誰もが信じておりましたけれども、原発
事故以来、安全神話が崩壊いたしました。震災後は、エネルギーに関する日本国民、日本政府の
考えが変わり、政府は、エネルギー基本計画の大幅な方向転換を余儀なくされております。この
ような中で、本市もわずかではあります、地球温暖に関連する二酸化炭素削減にも寄与する再
生可能エネルギーを使う小水力発電に、3回の質問の末、ようやく決断していただきました。高
く評価している次第であります。今後、我が国の発電コストの上昇は必至でありますので、節電、
省エネ活動は国民的課題であり、地球温暖化対策としても非常に重要で、かつ消費電力費用の削
減は、行政経費節減に効果がありますので質問いたします。

まず、1つ目、原子力発電所再稼働の厳しさに伴いまして、九電初め、発電企業の経営はます
ます苦しくなることが予想され、今後、電力料金が高騰を続け、家計、大口ユーザーに大きく影
響を及ぼすことは必至であります。九電の電力余裕率は、太陽光発電の出力が落ちて、電力需要
が高まる夕方以降が厳しくなると言われておりますので、そのころの節電が大切だというふう
に思っております。なお、産業革命以来、二酸化炭素が主な影響であるそうですが、0.85度C

ぐらい地球温暖化になっているということでございます。うきは市自治体自身の節電取り組み状況と成果を尋ねたいと思います。とともに、市民に対する啓発、指導並びに学校教育にはどのように取り組まれているかと伺いたい。

2つ目、学校や庁舎は、市有施設の中で大きな電力消費施設でありますので、他の市有施設も含めて、耐久性3倍、消費電力2分の1のLED照明を計画的に取り換え、そして、節電、経費節減に取り組むべきだというふうに思います。所見を伺いたい。

3つ目、財政健全化には歳入の確保が重要課題であります。税金収入増や、地方交付税や国からの補助金増は余り期待できないと。高齢化による社会保障費は右肩上がりです。上昇しておりますので、可能性を模索し、徹底した歳出削減は不可欠であります。その1つとして、電気料金節減に向けた総合的な取り組みが必要と考えるので、見解を伺いたい。

以上、第1回目の質問でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、電気料金削減による経費節減について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、当市の節電の取り組み状況と成果、啓発の取り組みについての御質問であります。市役所としての節電の取り組みにつきましては、まず、夏の節電対策として、具体的には、公共施設の空調温度設定を原則29度とする。昼休み等の消灯。出張時や2時間以上離席するときのパソコン電源の切断。業務終了時の事務機器の電源切断、消灯。それから、クールビズの実施——これは期間が5月から10月でございますが、こういうのをやっております。

次に、冬季の節電対策としましては、具体的には、公共施設の空調温度設定を原則18度とする。ウォームビズ——1枚重ね着の励行のほか、夏の節電対策同様、不要な照明の消灯等、小まめに電源のスイッチの管理を行う。これらの節電対策を管理職会議で徹底し、そして、管理職より各職場に報告徹底することで、ちりも積もればではありませんが、家庭での節電同様、地道に小まめな節電に努めているところであります。ことし10月末時点の半年間の電気使用量を昨年度と比較しますと、夏の暑さの違いもあるとは思いますが、3%強の減少となっているところでございます。今後とも、地道な努力を続けて、少しでも節電の効果が上がるように取り組んでまいり所存であります。また、市民に対する節電の働きかけにつきましては、広報やホームページに節電の協力へのお願いの記事等を掲載しながら啓発に努め、節電に御理解と御協力をお願いしているところであります。

2点目が、公共施設に係る照明のLED化についての御質問であります。議員御指摘のように、蛍光灯とLED照明では、消費電力で3分の1以下、耐用年数が約3.5倍と言われるように、LED照明は、蛍光灯と比較して、耐久性、省エネ効果にすぐれております。このことから、

各区で管理いただいている防犯灯もLED照明への切りかえが進んでおり、今回の補正予算に追加補正をお願いしているところでもあります。しかし、器具本体の取りかえ等の初期投資が必要であり、なおかつ、これまでは照度の問題や、ちらつきといったふぐあいが発生することも相まって慎重になっていたところではありますが、しかしながら、先日、大きく新聞報道されておりますが、国としても省エネ対策を強化する方向性が示されており、先月の新聞報道によると、政府は2020年度をめどに、蛍光灯や白熱灯の生産と輸入を事実上規制する方針とのことであります。

これらの状況を踏まえ、庁舎のLED照明への更新について、平成28年度予算計上を検討しているところでもあります。財政状況もありますので全施設まとめてとはいきませんが、段階的に照明のLED化へ向けて取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

3点目が、電気料金節減の総合的な取り組みについての御質問であります。日ごろの節電はもちろん、照明のLED化にも取り組んでまいり所存であります。電気事業法の改正により電力自由化が進んでおり、従来の大手電力会社からの供給以外に、新電力との契約も検討する必要がありますと考えております。今年度、複数の事業者から具体的な説明を受けましたが、市役所については、電力の使用状況等の関係で大きなメリットが見込まれないとの話もあることや、新電力にかかわる事業者の信頼性について不透明な部分もあり、新電力の事業者と契約を結んだ後に何らかの事情でもとの大手電力会社に再度契約となった場合は、現在の大手電力会社で適用されている長期契約割引がなくなってしまうことや、災害時に現在の電力会社のような対応が、新電力と契約した場合にそれが引き続き可能なのかなど、今後、検討しなければならない課題が多くございます。引き続き情報収集に努め、市として最良の判断をしたいと考えておりますので、この件につきましては、もう少し時間をいただきたいと思います。

引き続き、学校にかかわる件について、教育長から答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員からの御質問の中で、1つ目、2つ目につきましては、学校にかかわることですので、私のほうから答弁させていただきます。

1点目の学校教育における節電への取り組みについての御質問ですが、持続可能な社会の構築が求められる中、リサイクルや省エネルギー等の取り組みを各学校で行っております。節電については、使っていない教室等の電気は小まめに消すようにいたしております。また、小学校の家庭科や中学校の技術家庭科における学習の内容の中で、冷暖房機の利用の仕方等、省エネルギーにつながる取り組みを行っております。

2点目の、学校における照明のLED化についての御質問ですが、消費電力の低いLED照明への取りかえについては、耐震改修時に交換を実施してきました。また、各学校において、電球、

照明器具交換、あるいは改修工事が発生した場合には、LED照明で対応をしています。取りかえ時の工事費用等は高くなりますが、約10年間交換の必要性がなく、管理上の負担が軽減されています。学校施設へのLED照明の導入については、今後も計画的に対応を図っていきます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） では、再質問に入りたいと思います。

省エネに対する対応の仕方というのは、平成20年にも1回質問しておりますが、ほとんど変わってないようです。新しく何かやっているかなと思って期待しておったのですが、余りかわりばえがしないということであり、さらなる節電はよろしく願いをしておきたいと思います。

まず、LED化であります。久留米市は、平成20年に元気交付金がありましたですね。あれで庁舎の約20%を一気にやっておるようですね。大きなコストダウンを図っているという状況でございます。

それから、もちろん一気に初期投資が要りますので、大変だと思いますので、計画的にお願いしたいということですが、情報では、リース方式でやっているところもございます。例えば前橋市とか豊橋市、それから福岡市などもリースで初期投資を抑える。そういうアイデアもありますので、ぜひそういう検討もしたらいかがだろうかというふうに思います。LED化についてはそれで結構であります。

それから、節電についても、さらなる節電をお願いしたいというふうに思います。

それから、最近、今まで製造業だけに省エネを、節電をお願いしておったんですが、今度、サービス業まで広げていこうというのが政府の考えであるようでございます。政府が今度考えているのが、節電した分、もちろん節電、その分だけ電気料金安くなるんですけどね、2017年から、節電取引市場というのを設けると。内容としては、省エネに関する設備投資はもちろんですけども、節電した分を発電したという見方をして、その分を買い取りましょうと。2つもうかるということですね。節電した分も安くなります。それから、発電した分も買い取りましょうと。これが2017年からやりたいという意気込みを持っておりますので、政府の非常に意気込みが感じられるところでございます。LED化はそういうことで結構でございます。

それから、電気料金を総合的にかえるということで私も提案してるんですが、今から提案するし、検討はしてると思うんですが、電気には、特別高圧というのがあって、2万ボルト以上というのが特別高圧、これ、大きな工場ですね。それから、ビルやらスーパーなどに使う高圧6,000ボルト。ここの庁舎なんか6,000ボルトの高圧。低圧が100ボルトの一般家庭用。この3つがあるんですね。特別高圧とか高圧は、もう既に10年前から、そういう事業が変わりまして、買電、電力事業者というのができています。100社ぐらいあります。

今から検討するというけども、ちょっと遅いと。といいますのが、やっているところ、近くでは久留米市では約10年前からやりまして、15%ぐらいのコストダウンをしてるんですね、15%。うちは、全部見ますと約1億円あるんですね、合計しますと、高圧電気使用しているのが。約10%と見ても1,000万円、私の試算ではですね、その程度のコストダウンができるというふうに信じております。

事実、他の自治体もそういうコストダウンをしておりますので、今から検討するとかいうことじゃなくて、即、もちろん今からでしょうがないですけども、即検討して、前向きに、積極的に取り組んでいただきたい。非常に怖い面もあるといいますかね、懸念するところをずらっと並べましたけれども、そういうことは一切なかったと、僕が調査したところによりますと、ありませんと。と申しますのが、九電から買ってたのをよそにするんですが——他の事業者から買うんですが、九電は、配電、送電については義務化されている。九電しかないんです。もしここで、何ですか、停電したときでも、九電から買ってないからちょっとおくれますよとか、そういうことは絶対してはいけません。送電することが責務でありますので、法律違反になるということでもありますので、そういう懸念はする必要がない。必ず対応します。迅速な対応しますというようなことでございますので、心配は要らないと。過去10年も、問題も決して起きておりませんということでもありますので、ぜひとも、新しい——新電力事業者と契約していただきたい。

約100社ぐらいあるそうです。既に60%ぐらい、人口20万人以上ぐらいの都市でありますと、60%以上は、もう既にそういう新電力事業者から購入しているという実績がありますので、ぜひともこれは早急に対応が必要じゃないかというふうに思います。

久留米の例をまた申し上げますと、今年度はさらに広げまして、新電力からの、10年前からやっておりますが、27年度には学校関連施設44カ所、企業局関係17カ所、その他の施設37カ所、合計98カ所全て新しい電力事業者から購入して、約1億1,000万円ぐらいのコストダウンを図ろうという計画をしているところでございます。そういうことで、ぜひ、迅速な対応をお願いしたいということでございます。

それから、もう御存じと思いますが、来年の4月から今度は低圧、一般家庭、それから低圧を使用しているところですから保育園とか、それから自治体関係、これも合わせますと約1,160万円。約1,200万円ぐらいの電力料金を払っておりますので、4月からは小売りできると。新たに48業者、ガス発電することとか、通信大手会社、そういうところが、48業者ぐらいが、経済産業省に応募しまして認められているところでございますので、そういう小売りについても、やっぱり高圧だけじゃなくて低圧もぜひやっていただいたらどうだろうかというふうに思います。見解をお聞きしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 今、議員のほうから提案いただきました。新電力事業者の活用とい
いますか、入札等で競争性をもって電気料金の経費節減に努めたらという提案がまず1点だと思
いますが、以前からも、確かに議員のほうからも提案がありまして、23年度に、電力業者、新
電力の業者と試算をお願いしてやっているところがございます。その折には六、七十万円。その
折、まだ6,000ボルト、500ワット未満のところ、そのときの時点です。まだ低圧につ
いては、もちろんやってませんが。六、七十万円というところで試算になっておりましたが、入札
までには至っておりません。このときは、九州電力との現在の契約内容、具体的には西別館です
けども、その契約内容の見直しということで24万円の減額での対応で終わっております。

今回、議員のほうから2点目で言われた低圧の分もございます。高压に限らず、家庭用の自由
化が実施されることを踏まえまして、競争性も増しております。久留米市も25年度までは2%
から3%程度の節減だったが、昨年26年度から競争性も増したということで、議員が言われる
ように、14%と聞いておりますが、経費節減効果が従来の電力会社と比較してあったというふ
うに、試算しているということを知っておりますので、経済的なメリットも拡大していると思わ
れますので、再度試算を行うとともに、災害対応に支障のないことを確認しながら新電力事業者
との契約に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 決して怖がらずに、積極果敢に対応していただきたいというふ
うに思います。

一言申し上げておきますが、今度、小水力発電で、自分とこで発電して九電に買ってもらうわ
けですね。そういうことの予定であります、私もそういう点で道義的にどうか。電力は九
電から買って、いや、売って、そして、便利のいい会社から購入するというようなことは道義的
にどうだろうかというふうな、非常に悩んだんですが、これも、よその事業者も調べましたし、
いろんな情報を調べた結果では、決して心配は要らないと。現在の電力会社は、真夏が一番ピー
クですからね。平均的に買って、採算が合うのは、大体平均的な電力事業にあわせて、のが一番
ベターらしいんですが、ピーク時、一番使うときの分だけは、火力発電所、非常に効率の悪い発
電をせざるを得ないと。ですから、そういうのをカバーするためにも、新電力事業から購入され
たら、その分がピークが低くなりますので、経営的にも非常に助かるんだと。幾らか金出してで
もそういうことは歓迎したいということだそうでありますので、九電として、余りそういうこと
は心配する必要はないということをお聞きしております。

そういうことで、ぜひお願いしたいと、むしろ喜ばれるんだということだそうでございますので。それから、何回も申しますように、災害復旧なんかは積極的に対応していただくと。これは、九電だけに与えられた責務であるということだそうでありますので、それも心配要らないということでもあります。ぜひよろしく願いをしておきたいと。

それから、学校関係で1つお尋ねしたいんですが、いろいろ節電ももちろんやっていただいておりますが、地球温暖化とCO₂対策というか、省エネとはどう結びつくんですかというようなことを小・中学生、わかっているのかなど。そういう教育もなされているかどうかをお聞きしたいなど。なぜ、省エネしなきゃいけないんだろうかというところから教育して行って、そして家庭においてでも、学校から帰ってですね、積極的に家庭の省エネにも力を入れていくというようなことも大事だというふうに思いますが、いかがでございましょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の点でございますが、小学校の家庭科、中学校の技術家庭科におきまして、いわゆる身近な生活ですね。自分の身近な生活。例えば先ほど申しましたような冷暖房機の利用とか、そういったものに絡みまして、そもそものエネルギーはどうやって生まれているのか。そして、その結果としての地球温暖化の問題。そういったものにつきましても学習をいたしておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ぜひ、学校教育にも節電の力を入れていただきたいというふうに思います。これで、省エネなり電力料金のコストダウンについては終わりたいと思います。くれぐれも徹底した節電、そして新電力事業者との契約に対するチャレンジ、これ、ぜひ積極的にお願いしたいと。

じゃあ、次の質問に入りたいと思います。

次は、教育施策について質問いたします。

今年度の全国テストは、小学6年生、中学3年生の学力を把握するために、4月21日に実施されました。その結果、国語、算数、数学で、基礎的な知識を確かめるAと、応用力を問うBを出題し、今回初めて理科も加わりました。県全体の平均正答率は、全区分で全国平均を下回り、中学の数学Aでは2.2ポイント、数学Bでは1.8ポイントの差がついております。当初、北筑後管内は、小学校の算数A以外で全国との差は縮まったが、中学校は全区分で差がついているとこのことでございます。そういうことで、麻生教育長も、就任後、約2年半が経過しましたので、麻生カラーがそろそろ出始めて、第2次うきは市総合計画が策定されたことに伴いまして、平成28年度から3年間の、うきは市教育振興計画にも学力調査を分析した対応などが反映されるものと期待しておるところでございます。このような背景を踏まえまして質問いたします。

1つ、学力向上に対しては、うきは市独自で結果を分析し、対応施策の検討並びに実践を図り、万全を期するべきと考えます。小学校の主な取り組みは、授業と家庭学習をつなぐ「プラス1ノート」の取り組みや、学習習慣を身につける「うきは市寺子屋」の取り組み、それから、宿題忘れゼロを目指す取り組みとか、中学校でもいろいろと取り組まれ、4項目の取り組みをやられているようでございます。これをしっかり評価しまして、改善すべきところは改善するとともに、新たな取り組みも必要と考えますので、見解を伺いたい。なお、学力向上に有効と思われる最新情報をつかんでいけば、あわせて伺いたい。

2つ目、学力向上を期するならば、情操教育すなわち情緒力を育むことも重要と考えます。なぜなら、学力の重要素である論理的思考力の基盤は情緒であり、言語、語彙を使う行為で、国語力は、小・中学校では非常に重要と考えます。その情緒を育むには、自然や芸術に触れるのも有効と言われております。また、情緒教育は、道徳心も養うと思うのであります。ある論理の中から、最も本質的なものを選び、そして価値判断して、論理的思考で問題を解決していくと、そういう力が今後の国際社会では重要ではないでしょうか。

なお、統計によりますと、先進国の中で日本の小・中学生が最も本を読まないということも言われているようでございます。そういうことも情緒力低下の1つの要因ではないかと思うのであります。学力テストの応用力を問うB問題対応にも極めて有効と思うので、国語力強化や情操教育、情緒力を育む施策の強化を希望するが、市長の見解を伺いたい。

3つ目、人生から困難がなくなる以上、生きる力の第一条件は抵抗力。抵抗力の基本は体力と耐性と言われ、人生の困難を列挙すると数が多くて切りがありませんけど、これに対する抵抗力を育てるには、負荷をかけて訓練しなければなりません。今、学校で直面している諸問題の中でも、大部分が困難に耐えられる能力不足、耐性の欠損が起因すると思われまますので、子供を励まし、身体と心に適度な負荷をかける心身の鍛錬による困難に耐えられる能力の醸成は喫緊の課題ではないでしょうか。ぜひ新しい施策を取り入れ実践すべきと思うが、所見を伺いたい。県教育長が新年の初めに発言した、鍛えて褒めるの言葉をぜひ形にあらわしていただきたい。

4つ目、近隣の自治体では、近年の夏期による著しい高温化に対応して空調設備を小・中学校の教室に設置する取り組みが活発化しております。教育環境をよくし、学力向上を図ることは、うきは市においても必要な時期に来ていると考え、要望いたします。ただし、財政の厳しい状況でありますので、くれぐれも優先度を考慮した設置場所や設備初期投資、電気料金などを含め、コストダウンなどを十分検討し、慎重に進めるべきと思うが、どのような構想を考えているかお尋ねしたい。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 教育施策についての御質問でございます。

まず、1点目の学力向上に対する取り組みについての御質問ですが、全国学力学習状況調査の結果を分析すると、うきは市の学力がなかなか伸びない原因は、家庭学習習慣が定着していないこと、基礎的な学力が身につけていない学力低次層の割合が全国と比べて高い傾向にあることなどが考えられます。

そこで、これらの課題を解決するために、うきは市学力向上検証委員会を組織し、取り組みの内容を評価検証をいたしております。この組織には、市教委、市の教育センター、管理職、学力向上推進担当教諭のほか幅広い御意見をいただくために、保護者代表も参加をいただいております。今後も本市における学力向上に対する取り組みを検証委員会で評価し、改善の方向を明らかにするとともに、タブレット等を活用したICT教育にも積極的に取り組み、学力向上を図りたいと考えています。

2点目の情緒力を育む教育についての御質問ですが、国語力を育んだり、情操教育を行うためには、学んだことを活用することを意図的に仕組んでいくことが必要だと考えます。現在、うきは市の小学校では、国語力向上のために、市教育センターの委託研修で国語力を育てるための授業を研究し、各小学校での実践へと広げる取り組みを行っております。中学校においても、総合的な学習の時間等で調査活動や職場体験などの体験活動を行い、人や文化との触れ合いの中で、インタビューをしたり、調べたことを発信したりする言語活動を行い、論理的な思考力やわかりやすい表現をする国語力を身につけるようにしています。これからの教育の方向性として、今申し上げたような活動の充実が求められると認識いたしております。

3点目の生きる力についての御質問ですが、体力向上のために全小・中学校で体力向上プランを作成し、学校の教育活動全体や、体育の学習等で、何をどのように取り組むか具体的に示し、学期ごとに評価するようにしています。

特色的な取り組みとして、各学校では、縄跳びや一輪車、ストレッチ体操など、1校1取り組み運動を行い、継続的に体力向上を進めています。また、耐性については、平成26年度から県の事業である困難克服体験を千年小学校と浮羽中学校が実践し、今年2日の校長会で実践結果を報告し、その成果を受けて、他の学校にも広げていきたいと考えております。さらに、本年度からは、県の「鍛えよう！ほめよう！プロジェクト事業」を、山春小学校が実践しており、その成果を3月までにまとめ、教育事務所へ報告を行います。

4点目の小・中学校の教室への空調設備についての御質問ですが、教室等の環境に係る学校環境衛生基準では、温度が10度C以上、30度C以下であることが望ましいと記載されています。教育委員会としては、近年の夏季における高温化に対応し、望ましい学習環境を整理する必要があると考えています。うきは市ルネッサンス戦略においても、うきはっ子夢・学力向上プロジェ

クトの関連施策である教育環境整備の一環として、空調機器設置設計に係る委託事業、空調施設の導入手法の検討について位置づけをしております。全小・中学校の通常教室全てに空調を設置するには、かなりの財政負担が見込まれ、財政的には厳しい面がありますが、今後、地方創生に係る新型交付金事業や文部科学省の学校施設環境改善交付金事業等の活用により、事業を実施することができないか検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 去る11月14日ですか、吉井中学校の50周年記念。そこで講演がございました。残念ながら、私、聞けませんでしたけども、明大の齋藤先生ですか、演題が、くしくも、「日本語力と身体をきたえよう」でありました。私も、まさに我が意を得たりの心境でございまして、ぜひともこれを強めていきたい。早速、先生の書かれた本を図書館から借りてきまして、今、熟読しているところでございます。大変いいことを書かれておりますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

それで、学力アップには特効薬というのはなかなかないだろうということで、広く情報を収集し、効果のあるものは一つ一つ根気よく実践するということが大切だろうということでもあります。

そこで1つ提案しますが、過去問、つまり過去の問題集を演習させることだと思います。学力テストの正答率が教育の全てで、あらかし、高められれば、子供は順調に育っているということは思っておりませんが、過去問のよく精選された問題、そういうものを演習によってきちんと解けるような、そして、理解する力をつけていくことは、非常に私は大事なことじゃないかというふうに思いますが、見解をお聞きしたい。過去問。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の過去の問題をやるという意味は、多分、27年度に全国学力テストがあるとしたら、26年度の問題をやらせること。賛否両論ございます。そうすると、傾向がわかり、本当の子供の力がはかれないのではないかという御指摘等で、過去問をやることに好意的でないという御意見等も承知いたしております。

しかしながら、私どもの願いは、子供たちに学力がつくことでもあります。そのために、子供たちが過去の問題を行い、きちんと自分がどういう勉強をすれば学力がつくのかということを理解した上で、本年度の学力テストに臨むということは、私は何ら問題がないと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 私自身も振り返ってみますと、中学時代とか高校、それから、そういうときの実力テストとか、社会人になって国家試験を目指すような場合に、やっぱり過去の10年間ぐらいの出題傾向というか、問題を徹底的に僕は勉強していきました。いろいろ理屈

はあっても試験で合格できなきゃ始まらないわけでございますので、そのためには過去の問題をきちんとできるように実力を高めておくというのは非常に大切であるというふうに思っております。そして、学問もスポーツも一度ぐらい教わってもなかなか反復練習しなきゃ強くなりませんので、そういうことも大事だというふうに思います。

それから、一応見解はお聞きしましたので結構でございます。

次に行きたいと思っております。

文科省では、この前の学力調査のときに一緒に質問紙調査というのをやっておりますね。その結果、新聞を読むこと、新聞を読むことを勧めている家庭ほど語学力というか高学力であったと、傾向が統計的に分析されておるということでございます。確かに新聞を読む習慣というのは読解力を向上させ、学力の基盤となると考えますけれども、俗に言うN I E——ニュースペーパー・イン・エデュケーションですか、新聞を活用した教育、私は効果があると。これからの社会では、間違いなく必要とされているのはコミュニケーション力であるというふうに思います。これを高めるには、やっぱり本質をついた質問ができるような質問力も強くしないとイケないということありますから、ぜひこういう新聞を活用した教育も効果があるんじゃないだろうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） N I E教育につきましては、現在、福岡県では、教育大学の豊島先生のほうが会長となって進めておられるというふうに承知いたしております。

このN I E運動、あるいは新聞を活用するということにつきましては、うきは市内の小学校におきましても、また中学校におきましても、新聞記事の活用は図っております。特に、社会科分野における新聞記事の活用ということについては、大変学習上の効果もありますので、こういった活用については積極的に図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 次に、教諭は、魅力的で質の高い教育ができるように標準化された指導法というか、そういうものをまとめた手引書とか、そういうものをつくっても結構効果があるのかなというふうに思うんですが、教育長、いかがでございますか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど申し上げました、本年度、小学校の国語力を高めるための研究でございます。これは、各小学校から4名ほどの先生にお集まりいただきまして、具体的な指導案の検討をしていただき、その指導案を全ての小学校で実践していただき、また、再度、課題、成果等を集めております。現在、それを分析いたしまして、こういう授業展開をするのが、より学力をつける、あるいは国語力をつけるので効果的ではないかという御提言を研究紀要という形

でまとめまして、それが指導事例的に全ての学校に配布するという形で対応したいと思っております。議員御指摘のように、そういった形の手引書と申しますか、指導事例という形で対応させていただこうと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 期待しております。

次に、論理的思考というのは、言語、語彙を使う行為であります。国語力があって初めて文学や芸術などの深い思考に到達すると言われております。小学校で、ある先生が言われておったんですが、「国家の品格」という本を出したお茶の水大学の藤原先生が書いた——ベストセラーになったんですが、国語力がない、国語は基本であるという、これはもう当然、御存じと思いますが、基本であると。むしろ低学年で外国語力よりも、まずこれをやれというようなことを盛んに言われて、私もそのとおりで思っています。ぜひ、次の教育振興計画にも、書類、文書で、そこら辺のを入れていただいて、積極的な取り組みをお願いしたいなというふうに思っております。

ところでございますが、後で所見を伺いますが、私の本音というのは、学力テスト、正答率のアップダウンに一喜一憂することではございません。賛同できません。それより、やっぱり心豊かな調和のとれた人間性を育むことが大事だと、これは当然のことです。そういうふうに思っております。感性を高める感性教育によって、心に直接、価値や心情を感じ取る力が養われる。弱者をいたわる惻隱の情とか、そういうことも言われておりますので、読解力とか想像力も向上して、知性や特性が向上するということも言われておりますので、その点もひとつ考慮していただいた見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、国語力につきましての、そういった内容を教育振興計画のほうに盛り込んでいただけないかというお尋ねでございます。

2020年からの新しい学習指導要領の中の方向性といたしまして、いわゆる子供たちの討論や討議というものを大事にしたアクティブラーニングという形が求められるようになっております。討論、討議の前提としましては、当然のことながら、子供たちが自分の考えをまとめたりするという活動が大事になります。したがって、議員御指摘の国語力の重要性というのは私も思っておりますので、新しい学習指導要領に向けた方向性を教育振興計画の中でも示してまいりたいというふうに考えております。

2点目の、いわゆる感性と申しますかそういったものを大事にするということですが、これは、教育の目的は、知・徳・体における子供の人格完成でございますので、そういった観点からも、その土台となる豊かな心と申しますか、子供の感性というのは大事にしていかなければ

ならないと考えておりますので、そういった内容につきましても、振興計画の中でまとめてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 文科省では、確かな学力、豊かな心を政策目標に掲げております。基礎である体力と土台である我慢する力を鍛えずして、学力や豊かな心の向上を期待するのは無理と、期待するのは無理だというふうに思います。ぜひとも体力と、そして我慢する力、そして学力、全て調和された子供の教育、育むことを期待しております。これ、答弁結構です。教育長の答弁で大体わかりましたので、ぜひともよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それから、クーラーの件ですけれども、非常に厳しい財政でありますし、初期投資も結構要りますので、1つ、できるだけコストダウンに努めていただきたいと。子供から喜ばれ、そして、財政に影響しないような分相応の環境に努めていただきたいというふうに思います。その点、何かございましたら一言お願いいたします。コストダウンに努めていただきたいということです。そして、優先度を、全部一遍にやるというのは無理があるというふうに思いますので。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 子供たちに、よりよい教育環境を提供したいと私はいつも思っておりますが、その前提となる財政の面は、御承知のとおりでございます。今月になりまして、やっぱり具体的に子供たちに何か、節電するというのをわかるためにどうしたらいいのかなということを考えまして、校長会とも協議しまして、じゃあ、全小・中学校の電気スイッチのところに、ともかく節電というのを張ってみようということで、今、始めております。そして、目に見える形で子供たちに考えてもらおうと、こういったこともやっていきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） いや、空調入れたところを聞きますと、やっぱり二、三割ぐらい電気料金が上がるというようなところでございますので、先ほどからも盛んにお願いしました節電、省エネ、そういう点を徹底するようにお願いをしたいと思います。

コストもいろいろかかりますのでね、よろしく願いをしたいと、優先度も考えていただければと思います。

それでは、教育施策については、はい。

それから、1点ですけどね、久留米市では、暖房——冷房のほうに重点的に使って、やっぱり電気料金の関係で、コストの関係で、暖房は、今、慎重に検討しているところだということだそうですね。暖房であればある程度きくので、やればですね、ある程度カバーできますけれども、クー

ラーのほうはそういうことはできませんでしょうから、そういう使い方も検討する必要もあるだろうというふうに思います。これは、答弁は結構でございます。

じゃあ、次の質問に入りたいと思います。

次に、袋野隧道探検通路補修について質問いたします。

約350年ほど前、吉井町の大庄屋、田代重栄氏が私財を投じて完成させた袋野隧道は、浮羽町袋野に現存する全長2キロメートルに及ぶかんがい用のトンネルでありまして、今も約400ヘクタールの田畑がこの恩恵を受けて潤っております。私たちは、その偉業を未来に担う子供たちや一般の人々に広く伝えていく使命があります。田代重栄親子の偉業をたたえ、後世に伝える目的で、地元有志と、袋野隧道を管理している袋野堰土地改良区の協力を得て、3年に一度、実際に隧道の中を約300メートルぐらい歩く探検会を開催しております。

そこで質問いたします。

隧道探検会には、約400人が参加され、隆盛を極めていますが、歩き終わって地上に出てくる通路のすぐ真上の江戸時代に築造した石垣付近が崩壊寸前でありまして、非常に危険につき補修が必要と考えます。事故が起きてからでは遅いので予防補修の提言をいたします。答弁を求めます。

2つ目は、その補修の際は、崩壊が予想される部分や石積みや階段は、江戸時代に築造した重要な遺跡のため、可能な限り原型を残した補強をすべきと考えます。それをあわせて見解を伺いたいというふうに思います。

以上、2件だけでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、袋野隧道探検通路補修について、出口付近の通路補修についての御質問であります。袋野隧道探検につきましては、袋野隧道探検実行委員会が、袋野堰土地改良区や、山春小学校、大石小学校、PTAの協力をいただきながら、3年に1回開催されており、ことしも10月4日に開催し、約400名の参加がっております。

御承知のとおり、袋野隧道は、江戸時代、1672年に、大庄屋、田代重栄、重仍親子が私財を投じて開削した農業水路であり、昭和57年に袋野隧道並びに附属遺跡として市史跡に指定されており、今も現役で利用されている、全国でもまれな農業遺産であり、我々郷土の誇りでもあります。

御指摘の出口付近の石積みについては、340年以上前の建造でございますので、実行委員会も開催に当たり、参加者の安全対策には十分配慮していただいているところであります。

また、先日、文化財保護係が現地を確認したところ、落石等の発生は見受けられませんでした。今後、専門家の方に見ていただき、3年後の開催に支障がないよう努めてまいりたいと考え

ております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 今、1回目の質問で再質問まで言いましたけれども、補修するときは——関連質問でございますので質問しておきたいと思いますが、できるだけ前の形を残した状態で強度をアップするというようなことでお願いしたいということを言いたかったものですから、済みません、それは再質問の答弁で結構です。

そして、現時点では認められないけれども予想はされるんですよ。危険予知の観点から考えますと、やっぱり危険が予想されますので、崩壊してからじゃ遅うございますので、ぜひとも予防保全を、補修をお願いしたいということでございます。それと、昔のままでできるだけ保存して補修をいただきたいということを再質問でお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 文化財の保護に関する御質問でございますので、本物件は市指定物件でございます。文化財保護条例の第17条に基づきまして、施設の管理者へ、現状についての管理状況の報告を求める規定がございます。また、第12条の管理者への管理方法の改善、必要な措置の勧告を行うことを明記しております。並びに、文化財の保護事業の補助金交付要綱を設けております。国・県・市、指定される文化財の改修、修理及び国が指定する文化財等で所有者、管理者の管理負担を軽減し並びに文化財を保存、活用、保護することを目的として執行を行うようになっております。

以上のような形で、今後、先ほど市長も申しましたように、管理者に調査報告、お尋ねをいたしまして、必要な措置、文化財としての必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ぜひ、指定文化財保存の観点からも非常に重要な課題だというふうに思いますので、対応をよろしく願いしておきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） これで、10番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、14番、高山敏枝議員の発言を許可します。14番、高山敏枝議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 今回は、一般質問の申し出と申しますか、11名がなさるとい
うことで、2日で終わるならばということで、一般質問の許可をいただきましたので、3問につ
いて質問させていただきます。

まず、1問目については、コミュニティセンターの管理運営についてということでございます
けれども、小塩地区自治協議会を通じて、旧小塩保育所の園舎を活用していることについて、実
は議員の方に、何名かの方に無記名で質問状と申しますか、投書と申しますか、それが届きまし
た。このことについて対応していただくようお願いをいたしまして、対応はしていただいたと
思いますけれども、これを質問者に回答する方法がございません。無記名ですので、回答が必要
かどうかということもあろうかとは思いましたけれども、不明、疑問、そういったことは——
何らかの形で回答があったとか、あるいは説明があったということだと思いますけど、それが
ないということになると不信になり不満になり、それは批判、あるいは反感、反発ということに
なるのではないかと申すふうに私は考えます。

ということで、どなたか一般質問があればと思いましたが、どなたも一般質問、このことにつ
いてはございませんでしたので、質問者に回答するような意味で、今回、私は、小塩保育園跡の
活用について質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、その質問の内容というのは、小塩地区の自治協議会を通じて、ある個人の方が小塩の保
育園の園舎を借りて店舗を開いたと。それは本当だろうかというような質問。あるいは、それが
無償提供されている。そこで営業用のものをつくり、利益を上げる営業なのに無償でいいのか。
これは不公平ではないのかとか、そういった内容の質問書でございました。このことについて、
また何点かありますけれども、そういった投書のこと、こういった声があるということ把握し
ておられますでしょうか。そして、その実態はどういうものなんでしょうか。また、それに対し
てどう対応されたのかということをお尋ねをしたいと思います。

この施設の無料貸し出しというのが事実であるとするならば、質問にあるように、これは不公
平じゃないのか。ある個人の方が営業のために借りているというならば不公平ではないのかとい
うようなことの質問がっております。本当にこれは誰でも借りられるんですかと。条件等が合
ったら借りられるんですかというような質問もありますが、そういうふうに施設の無料貸し出し
とか条件についての緩和とか、そういったものが市として統一見解があるのかどうかというこ
をお尋ねしたいと思います。

現に、町並み交流館商家も貸し出されております。そういった市のいろんな公的施設を貸し出

す際のルール、貸し出す統一見解というものが現在あるのかどうかということ。また、そういう内容について周知がなされているのかどうか。特に今度このことは、小塩地区から出ておりますので、小塩地区の市民の方、あるいは自治協議会が承知しておられるのかどうか。そのことを2点目でお尋ねをしたいと思います。

3点目には、実は2回ほど小塩に上って事情をお聞きしに行きました。自治組織、2回ともどなたもおられなくて、電話もしたんですが電話も出られなくて、お会いすることができませんでしたけれども、この個人と言われる方とはお会いをすることができました。その方といろいろお話ししたときに、借りる際にいろんな計画書というか、そういったものを提出して許可を得ました。だから、本人さんは提出した計画書によっていろんなことができるというふうに感じておられたようです。そして、何がしたいのかということをお尋ねしたら、地元のいろんなものを使って特産品をつくりたいと。特に今は、小塩の産物によってジャムをつくったり、いろんな加工品を、小塩の地区の方3人とつくっていますということでした。それを、つくったものをイベントのときに売ろうとしたら、待ったがかかったと。そして、今、いろんなことをしようとしても自治協議会と話すと、それはでけん、それはやめとかんのというようなことで、ことごとくとめられる。そこでつくったけれども、売り出す方法がない。スマホで発信したり、あるいはそういったメディア使ってやりたいと思うけど、一切そういったものはやめなさいと言われる。いろいろ話しているうち、ああ、その材料、うち、あるけん、とりに来んねと言われているけれども、とりに行くことさえも、とりに行けば、またそこで何かつくってどげんかするという見方をされるみたいで、本当にそれもとりに行っていいのかどうかもわからない状態ですということでした。どのぐらい活動していいのかというのが、借りたほうもわかっていない。貸したほうも、どのぐらい許可をしていいのかが明確ではないんじゃないかというのを非常に感じてきました。

でも、これは、本人さんが言われるように、地域の方に発信して、地域の方を集めて、いろんな何か特産品をつくろうという、そういったことをするというのは、地域コミュニティの活動にとっては非常に私は素晴らしいことだろうと思います。その方は、行く行くは、田植え靴履いたり、あるいは農作業着来たまんまでも、ふらっと皆さん、ここへ寄られて、話したり、お茶飲んだり、あるいは軽食食べられたり、そういう集いの場にもしたいんですということでした。でも、それも人が来ることは、何かしよるというので余りいかんというのでとめられてますということで、本人が思いを込めて借りたのに、ほとんどそういう利用ができていないということでしたので、こういったことについて、本当は、地域がどんどん、そういう、ある個人のリーダーの人によって営業活動ができたり、人の集まりができるというのは、私は地域活性化に非常にいいと思うので、これは本当はモデルのケースになるんじゃないかというふうに思ってきましたが、そういったルール、貸し付ける場合のルール、あるいは利用のルール、そういったものがちゃんとで

きていないから、こんなふうに貸したほう、借りるほうの話がうまく通じていないんじゃないかというのを非常に感じてきましたが、その点、ルールについてどう思われるでしょうか。

以上、3点について質問したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまのコミュニティセンターの管理運営について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、旧小塩保育所の利活用の実態把握と対応についての御質問でございますが、旧小塩保育所については、平成26年度末をもって閉園をしているところでありますが、平成27年4月に、小塩地区自治協議会より、地元グループに農産加工品等のための施設を貸してもらいたい旨の相談がっております。協議の結果、小塩地区自治協議会が地域おこしの一環として使用するとの内容であったため、うきは市財務規則第166条第1項により貸し付けを行っております。

また、使用料につきましては、公共的機関が地域おこしという公共の用に使用することから、うきは市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号により、無償貸し付けとしております。しかし、平成27年6月4日から5日に開催されました小塩ホテル祭りの際に当イベントにあわせて、旧小塩保育所を使用し、個人店名で営業を行ったことに対し、広益性が欠けているとの解釈から、市民協働推進課へ地元の方から指摘が寄せられたところであります。

そのため、6月12日に、小塩地区自治協議会、市役所関係課、営業活動を行った個人を含め3者で協議を行い、施設は個人に貸し付けているものではないこと。本来、使用目的に沿った利用をすること。小塩地区自治協議会と十分に相談することなど、指導と注意を行っております。現在も、地元の意向を踏まえ、地域と連携のとれた利活用を行うことにより、小塩地区の活性化につながるよう、小塩地区自治協議会を通じて、引き続き指導を行っているところであります。

2点目が、施設の無料貸付と市民への周知についての御質問でございますが、コミュニティセンターや市所有の施設の無料貸し出しにつきましては、うきは市自治組織条例、うきは市財務規則、うきは市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に従い事務処理を進めているところであります。

今後、自治協議会の事業の1つとして、自主財源確保にかかわる取り組み等の中で、市所有の施設などの利用の要望等が出された場合には、それぞれの条例、規則に照らし合わせ、事務処理を進めていくことになるかと考えております。また、制度等の周知につきましては、個別状況により対応が異なってくることから、具体的に案件があった場合に、当該案件の内容を確認した上で対応を行っておりますので、どのような形、内容で、市民の皆さんへ周知が可能か考えてみた

いと思います。

3点目が、市としてのルールを定めるべきだとの御質問でございます。自治協議会の営業活動については、うきは市自治組織条例第18条に、自治協議会の事業が示されており、その中にコミュニティビジネス等地域経営に関することとして位置づけられております。今回、御質問にありました小塩地区自治協議会の旧小塩保育所を活用しての取り組みは、今後の自治協議会の自主財源確保を含めた地域おこし活動として、他の自治協議会のモデルケースにもなり得るため、その観点からも支援、育成をしていく必要があると考えております。

次に、自主財源確保の事業など、自治協議会が実施する事業についてルールを定めてはという御提案でございますが、現在、各自治協議会では、指定管理者基本協定及び年度協定書に基づき、施設の管理運営を行っておるところであります。また、施設の貸付につきましても、うきは市自治組織条例第12条及び第13条の規定に基づき、利用料金の収受の業務を行っています。

なお、今年度、各自治協議会におきましては、コミュニティビジネスの観点から、地域が抱えている課題や問題点、今後、地域で取り組むべき活動などが話し合われ、5年後、10年後の地域の将来像を見据えた地域計画の策定に取り組んだところでもあります。この計画の中で、コミュニティビジネスなど、自主財源確保のための取り組みについても議論されているところでもあります。

今後、地域の特色に応じたコミュニティビジネスの実現に向けて、行政としても支援を行いながら、各自治協議会が自主財源確保に取り組めるような体制づくりを目指していきたいと考えております。そのような中で、施設の貸し付けについてのルールを定める必要があるか否かも含めまして検討をしてみたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 種々、ルール、条例はつくられておりますけれども、それが周知徹底されていないということではないかと思えます。今言いましたように、やはり貸したほうもどの程度、貸していいのかがわかっていない。借りたほうは、最初に計画書等を出して、そこで行く行くは、ふらっと来て、皆さんがお茶を飲んだり、話したりできる場所にしたいということですが、今そこが、人が来ると店を開いたと見られるから、それはやめなさいとか、いろんなことで制約があつて、自分はここで生活を立てようと思っているのに、今のままでは生活が立てられないということで、非常に本人さんも、もう立ち退こうかどうかということで不安を持っておられます。

本当はいろんな技術を持ってあつて、この方、お話しすると、市外にいろんな知己がおられて、そして本人さんも、非常にうきはのよさを理解してあつて、いろんなところで写真を撮ったり、そんなもんでこないいいとこですよと発信しながら、自分がしている活動を広めていきたいけれ

ども、そういったものも一切、今とめられていますということでした。

つくっても発信できなければ売れない、売れなければ営業ができないので生活が成り立たない。そういうことでしたので、せっかく借りて、地域をまとめてしよう——本当に個人でしているのかということをお伺いしたところ、地域の方に来てもらって一緒につくっているということなので、地域を巻き込むということは、ある程度は考えておられるということで、実は私は、今度、全てを自治協議会の中から発信したらどうですかという話をしてきました。例えば今度こういうものをつくろうと思うから、関心のある方、一緒につくりませんかというような形を、自治組織の中の発信の、例えば新聞であったり、そういうようなもので毎回それを通じていくと、自治協議会の中であって一環の1つの事業になっていけば、発信ができるんじゃないのという話をしてきました。

でも、そのあたりも、本当にそういうやり方をしたら、自分でブログやフェイスブックでも発信ができるんですかと。そういったこともとめられていますので、幾らしてもそれもできないんじゃないですかというような話で、いや、やってみてみないとわからないよという話でしてきたんですが、問題は、やっぱり貸しているところとの情報交換がうまくいっていないということではないかなというふうに思いました。

やっぱり地域にいろんな産物があるので、これを商品化して、例えば週3日でも皆さん寄ってつくって、それを道の駅に出したり、いろんなことをする。それを、今度は自治協議会の通信文とかで、地域にまず知らせて、地域の中でこういう活動が起きてますよという、その動きを地域に認識してもらえば、それからは自分で発信してもよくなるはずよという話はしてきたんですが、そういったルール、あるいは手順というのが全く伝わっていないんじゃないかということを感じてきました。

やっぱり本人さんも、ここの地域にしかない、いろんな特徴のある加工品があると。でも、その加工品は、地元は当たり前だから売れないだろうけど、自分は、ほかにいろんな情報網を持ってて、発信すると、わざわざあっちこっちから来てくれると。でも、それを来たときに、そこで提供して食べさせるというのは、今は全くできません。だから、営業になってません。人からは、ただで借りてよかろうと言われるけど、収入がないのにただで借りて、よかろうというのは、全く自分は逆です。動きがとれませんということで、迷っておられます。

一番いい人材を、今、抱えたんだから、この方を中心にして、今度タケノコの何か特産品つくるから皆さん来ませんか。今度、地元のキイチゴを使った何かするから来ませんかみたいなので、発信して、そういったので、地域の中で輪ができていき、あるいは地域の、そういう産業が起きるとい、やっぱり何かそういったモデルケースになるようなものがありながら、それを活用しきっていないというのは、やっぱり市の指導、あるいは自治協議会の中でのそういった話し合い

がなされていないんじゃないかというのを非常に感じましたので、早急に私は担当と、そして自治協議会と、本人さん、やっぱりじっくり話していただきたいというふうに思います。

これも、それこそ言っているように、もう生活成り立たんからで出ていきたいというぐらいの思いを持っておられて、早急にでもこの話をさせていただいて、この方を大事にさせていただきたいと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） ただいま、小塩自治協議会の関係で御指摘いただきました。

先ほど、市長の答弁の中にもありましたように、案件については、それぞれの状況がございます。議員が御指摘のように、自治協議会との協議の内容とかが不十分な部分もあったかもしれません。基本的には、個人には貸していないという部分もございますので、その分を踏まえた上で、自治協議会と、私どもの課も含めたところでの協議は——協議の場などは設定をしていきたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 旧浮羽においては、今まで公民館活動、社会活動が非常に活発であって、それを自治組織協議会に移転したということで、いろんな、まだ、なかなかしっくりこない部分がありますし、旧吉井は吉井において、公民館という、そのやり方自体も、各区ごとの公民館というので、校区公民館のやり方がまだしっくりこないうちに、またこの自治協議会というような形で移っていきました。だから、本当にどういったことがこういったコミュニティのやり方でいいのかという、それが市民の中にはイメージができていないのが現状じゃないかなと思います。

そういったことを考えたとき、こういったリーダーがおられて、その方が地域の方を巻き込んで営業をしたり、あるいは、そういうきずなができたり、集まる場所、居場所ができていく。そういうことで、生きがいや楽しみや、そういったものができていくという、それがコミュニティの場であるという、そういう、本当に私はすばらしいモデルになるんじゃないかなと。それを見て、よそも、そういう形ができるならば、うちもそういうということ。それによって営業が成り立って、あるいはリーダーがたくさんもらって、あとみんなで、そして自治組織会にもある程度落ちている。それをもって今度、次の開発ができたり、次のいろんな活動に結びつけていく。そういうやり方ができたら、本当に地域ごとのコミュニティのやり方というので、地域の人をまとめていくという一番のモデルになると私は考えますので、早急にこの点を重視して取り組んでいただきたいということで、今、取り組んでいくということですので、ぜひお願いしたいと思いま

す。

やはり自分でやってきてらっしゃるから、特に自分で発信したいという思いが非常にあられるんですね。そうすると、個人がしよるといふふうになりがちです。だから、やっぱりこれからもあることと思いますが、公共施設を借りているときには、やっぱり地域の人にはこういう形でこの方が、ここを利用して頑張ってますよという発信も私は必要じゃないかなと。そして、地域全体がそこでしてることを理解して、そして、協力できるような体制をつくっていくことが広がっていく1つじゃないかなというふうに思います。

お聞きしたら、ここの小塩のほうも、自治協議会で定期的にずっと通信を流してあるということでした。私は、その通信を、あなたがしっかり利用してごらん。そして、この通信で人が集まったといったら、その地域のグループとして、きちんと自治組織が認めてくれるから、それからの活動になると、もっと自治組織との連絡がうまくいくんじゃないかという提言はしてきました。そういったことで、やっぱり今いろんな人が模索しながら、何がいいかとしての段階じゃないかなと思いますので、この点、ぜひ、いい取り組みの1つということで、重要視して取り組んでいただきたいということをお願いして、この件については終わらせていただきます。

次に、社会教育施設の現状と今後の課題についての質問をさせていただきます。

閉会中の調査で、生涯学習関係の施設の視察を行いました。生涯学習課の担当をしている施設、かなりありますけれども、私たちが行った中で、七、八点見たんですが、ほとんどが本当に老朽化して行って、雨漏りがあったり、壁が落ちそうであったり、トイレが幾つかあるのにみんな使用禁止、使用禁止、たった1つしか使用できない状態。そういったのが放置された現状でありました。

特に、大春トリムセンターですか、そこに行ったときは、本当にいつ屋根が落ちてくるんだろう、壁が落ちてくるんだろうという状態の中で、体育関係の利用がなされているということでした。

それこそ今までは、そういう事故はないということでしたけれども、見た限りでは、本当にここで大丈夫なのかという感じを持ってまいりました。そういった中で、行革審のほうからの答申も出ておりますが、19施設ある中で早急に改修しないとというのが4件ありました。それから、早急じゃないにしても改修がぜひ必要というのが6件ありました。今は大丈夫だけど計画的に年次を考えて改修を考えなさいというのが8件、現状のままでしばらくはいいというのが1件。つまり、半分以上が早急に、あるいは早目に改修しないと使えませんよという行革からの答申が出ております。

こういったことに対して、どのように受けとめられたのか。また、改修と別に、解体しなさい、あるいは統合しなさい、集約して役割を考えなさいというような、そういったことも示されてお

ります。こういった行政改革推進委員会からの答申、そういったものを含め、どのように受けとめておられるのか。つまり、どうこれを実行していかれるおつもりなのかを、1点目でお尋ねしたいと思います。

これは、見に行ったところが全てやはり市民が非常に利用する施設でございます。頻度の高い施設ですので、一方的に行革が出たから解体します、統合しますという部分では済まされないのではないかと思います。先ほど言いましたように、きちんとした説明がなされないまま行われると、それはやはり不信だったり不満だったり、あるいは反発になると思います。さっき言いましたように、説明した、あるいは理解していただくようにちゃんとお話することによって、理解——賛同までは得られないとしても、今の市の現状であれば仕方ないだろうという受け入れをしていただくことは、次の協力にはつながっていくと思います。

そういうことを考えると、統合したり解体するためには、まず何をしなければいけないかというのは、私はそれを利用している市民にどう発信するかが重要な課題だろうと思います。1回したからもういいだろうということでは、これは成り立ちません。新治団地のこともそうでしたけれども、あそこに住んである方が新しくできるからと言っているけど、新しくできても自分たちはここでいいんだというのは、非常に何度も何度も、私は担当に説明に行ってくださいと言ったけど、聞いても、やはりその思いが強い人は、なかなか受け入れていただけなかったというのがあります。最後までいろいろ言われた方もおられました。しかし、市の方針ということで最後には受け入れていただいて、従っていただいているということですけども。

そういうふうには、やはり時間をかけて、じっくり説明し、そして、ある程度の方向性を常に示していかないと、市民の感情というものは受けとめていただけないんじゃないかというふうに思います。本当は議会においても厚生文教常任委員会で、そのあたりしっかり市民の意見を聞きながら、委員会としても方針を出すべきじゃないかというふうに思いましたけれども、まずは、委員会もそこまではということでしたので、一般質問で、この、ほとんどが古くなっている施設をどうする計画をお持ちなのかということで、私のほうで質問させていただきました。

そういった、まず計画がどうなっているのか。あるいは、使用している皆さんにどう説明していかれるのか。その点を2問目としてお尋ねをいたします。

以上、質問させていただきました。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、社会教育施設の現状と今後の課題について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、社会教育施設の老朽化対策についての御質問であります。多くの文化施設、社会教育施設、文化財施設で、老朽化による修繕や改修が必要となっております。特に、急務

となっておりますのが、生涯学習センター、ムラおこしセンター及びうきは市民ホール、うきは市文化会館でございます。それぞれの建設年度は、生涯学習センターが昭和44年、うきは市民ホールが昭和56年、うきは市文化会館とムラおこしセンターが昭和60年で、4施設とも築30年を経過しており、特に、生涯学習センターは、バリアフリー対応や、新耐震基準もクリアしておらず、老朽化が著しい状況となっております。

議員御指摘のとおり、平成26年9月に行政改革推進委員会より、生涯学習センターとムラおこしセンターについては、統廃合による複合施設化、市民ホールと文化会館は用途変更等をあわせて、施設の集約化を図るよう答申を受けております。この4施設については早急に老朽化対策を行う必要がありますので、現在、策定を進めております公共施設等総合管理計画の中で具体的な検討ができればと考えているところであります。

2つ目の御質問が、市民への説明と理解の形成についての御質問でございますが、現在、生涯学習センターの年間利用者は、延べ3万6,000人、ムラおこしセンターは約4万人であります。また、うきは市民ホール、うきは市文化会館は、ともに年間4万7,000人を超える市民の方が利用されておられます。

このように多くの方々が利用されている状況の中、市民の皆様からの御理解を得るためには、施設の統廃合や複合化にかかわる基本的な方向性を明確にし、文化協会を初め各種団体、うきは市民大学の受講者等、多くの市民の皆様から早い段階から十分な説明を行っていく必要があると考えております。また、市民の皆様への、より広範な周知については、広報紙や自治協議会等を通じて、丁寧な情報発信を行うことにより、また、市民の皆様からの御意見を伺うことが重要であると、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 早急に、本当に必要なのは1つ、2つではない。大至急というので、今、4点ほどおっしゃっていただきましたけれども、そのほかのものも非常に老朽化が激しくなっております。

全体的に計画をするということですが、合併特例債が5年延長となりました。31年までにすれば、この合併特例債が利用できるということで、やっぱり市の負担を考えますと、合併特例債をどれだけ活用できるのかというのが非常に大きな問題になってくるだろうと思います。

そこで、今、計画ですか、検討委員会で考えていくということですが、それはいつまでに回答が出るのでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 現在、企画財政課のほうで公共施設整備計画を策定しておるところでございます。この計画につきましては、平成28年度中までに完成するというところで、執行に当たりましては、29年からということになるかと思えます。しかしながら、御指摘の近々で要するものにつきましては、市長と打ち合わせをしながらやっていかなければならない部分もあろうかと思っておりますので、そういった対応もしていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 29年から実行していくということで、大きなものについては合併特例債が活用できる範囲内で終わりということで、そう理解してよろしいのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 御指摘のように、特例債が31年までになるわけでございます。設計委託、建設、そういったものを考えますと、当然2年ないし3年は必要でございます。そういった部分を十分勘案しながら、特例債を利用できる施設につきましては、十分その期間内に間に合うように行っていきたいということで、市長の意向を聞きながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 本当にこの特例債を使う、使わないでは、非常な経費の違いになってきます。それで、全部の計画が出て、それからという悠長な時間は、私は、ないだろうと思っております。だから、ある一定のところで、やはり大きな決断力をもって、ぜひ実行していただき、そして、この特例債を十分活用していただきたいと思えます。

それでは、28年度にできるということですので、改築、あるいは解体を進めていくことですが、でも、では、統合、あるいは解体については、一番、市民が心配することになると思えます。まだ計画ができていないのでという形かもしれませんが、そういう統合、特に統合というのが問題だろうと思えます。何で、浮羽のを吉井に持ってきて1つになる。あるいは、2つあったのが、何で、浮羽に1つにするのか。こういったのが非常に出てくると思えます。そういったことのためには、人口が減っているうきはの現状、あるいは経済的に厳しい現状、そういったものをつぱり理解していただいて、先ほど言いましたように、納得は、賛同はしない。でも、それは仕方

がないねという受け入れは、やっぱり市民にさせていただかなければならないと思います。これに当たります市民に説明、理解を求めるためには、いつごろからそういった対策をとり始められる予定ですか。そこまでは、まだありませんか。いかがでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の案件は、市が抱える行政運営上の大きな課題だと、このように受けとめてます。企画財政課長のほうから、今、私どもが進めてます公共施設等総合管理計画は、今年度と来年度と、2カ年計画で策定しております。基本的には、この計画の策定を待って、それに基づいて計画的に整備を進めるとというのが普通でございますが、しかし、生涯学習センター等については、待たなしの状況でございますので、こういう手順にこだわらず、前倒しの視点で早急に検討してまいりたいと思います。これは、本当に市民の皆さんの御理解をいただくことがすごく重要でありまして、それだけでも多くの日数を要すると思いますので、早ければ早いほどいいと、このように考えているところであります。

それから、ことしは市制10周年という大きな節目の年でした。本来ですと、市制になったわけですから、複数ある施設を統合する。一元化する、一体化するというのが大きな基本でありますけれども、そのほかにも、例えば多機能化というか、先ほど私は複合施設という話をしましたが、1つの箱物に、いろんな機能を複合させる、そういう取り組みも必要でしょう。あるいは、また発想を変えて、広域化というか、全て、うきは市内で全部抱え込むだけが本当にいいのかと。もっと近隣の市町村と連携をして、広域利用ができないか。

あるいは、ソフト化と私は申し上げてるんですが、例えば公営住宅をつくっておりますけれども、本当にこのまま、いわゆるずっと未来永劫、公営住宅でいいのかと。これだけ民間の賃貸住宅が育ってきてますので、むしろそちらで補助金で切りかえたほうがいいのかとか、いろいろ公共施設を管理する上で、いろんな課題が山積しております。しかし、こういうことに踏み込むとしますと、全て市民の皆さんに痛みが伴う話ですから、議員が御指摘のように十二分に市民の皆さんと協議をするというのは重要な話でありますし、また、それだけ長期間日数を要する話でありますので、そういった意味合いで早急に計画については練っていくべき案件だと、こように承知しております。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） きのうも人権フェスタがありまして、そのときにアンケートが出されました。そのアンケートには、年齢、性別、それから出身——吉井か浮羽というような形が答えとして、設問としてあっておりました。今までもいろんなイベントのときにこのアンケートはなされてきてます。そういったアンケートの、どちら出身ですかという、そういったこととか、やはり生涯学習課あたりではかなり把握してるんじゃないだろうかと思いますし、そう

いったやっぱり市民を納得させるためのいろんなそういう手法で数字的なもの、そういったものも示しながら、ぜひ納得はしないけども受け入れてもらえるような、そういう説明と、それから周知の方法、ぜひやっていただきたいというふうに私は思います。さっき言われたように、広域化、本当に私、これも大変必要だろうと思います。うちには呼べないから、宝塚とかいろんなものは福岡まで行くという方もかなりいるわけですので、やはりある程度のところに、そういったいろんなところから来られるような地域の集合、そういう施設で、いい人を呼ぶ、いいものを呼ぶというのは、私はある意味、今度は地域の人へのサービスにもなりますので、そういった広い観点で、ぜひ、この教育施設の改築、あるいはそういった計画は進めていただきたいと思いますし、重々、市民への周知ということは今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、市民についての説明を重々お願いして、この2点目についても終わらせていただきたいと思います。

次、3点目に移らせていただきます。

18歳からの選挙権への対応についてということでございます。ことしの6月に、18歳に引き下げることが決定されました。そして、28年7月の国政選挙から実施になるということでございます。恐らく7月だろうと言われております。7月に国政選挙があるということになると、このうきは市においても市長の任期が終了する月でございます。7月に市長選挙があるということもあると思います。この日にち、非常に微妙だなという気がいたします。国政選挙の後ということになると、数日の違いでも、うきは市で市長選挙の際に、18歳の方からの投票ができるようになるのかどうか。そのあたり、また、市長選ではなくても、新しく18歳までの方が選挙投票ができるということになると、選挙の方法とかいろんなことの周知とかもやはり周到な準備が要るだろうと思います。

そういったことを兼ねあわせて、この18歳からの選挙権ができるということに対して、どういうふうにお考えになっておられるのか。どういう対策をとられるおつもりなのか。また、日にちが近々なので、自治体では今回は遠慮するとかできるのかどうか。そのあたりを1回目でお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、18歳からの選挙権への対応について——市長選挙と18歳からの選挙権についての御質問をいただきました。

結論から申し上げますと、選挙期日の決定等、選挙の執行にかかわる事項は、その選挙の執行を管理する選挙管理委員会の権限でありますから、私のほうから選挙執行に関する御質問にお答えすることはできません。しかしながら、一般論としてあえて申し上げるとするならば、参議院議員通常選挙の日程が見えない中、18歳選挙権に係る市長選挙の日程等については、誰も明確

にお答えすることができないのではないかと思います。

まず、今回の公職選挙法の改正の経緯について御説明をさせていただきますと、ことしの6月17日に改正法案が可決成立し、6月19日に公布をされました。この付則の中で、施行期日については、この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日。つまりは、来年、平成28年6月19日から施行し、その施行日後、初めて行われる国政選挙、これは衆議院議員の総選挙、または、参議院議員の通常選挙を指すと思いますが、の公示日以降にその期日を公示され、または告示される選挙から適用すると、このようになっております。

仮に、市長選の告示日が、参議院の公示日より前である場合は、法改正前の20歳選挙権で行うこととなります。しかしながら、来年は18歳選挙権がニュース、新聞等で話題になっている中、参議院議員通常選挙と同時期に行われる市長選についても、18歳選挙権で行うほうが有権者の混乱を招くことなく選挙が執行できるのではないかと思います。参議院議員通常選挙の公示日が明らかでない現時点では、仮に選挙管理委員会に回答を求めても、何ともお答えすることができないのではないかと、このように思います。

選挙管理委員会としては、今後とも情報収集に努め、有権者の混乱を招くことのないよう、選挙日程を決定され、執行されるものと思います。また、自治体を実施するか否かの選択はできるのかという御質問がありましたが、改正公職選挙法を見ると、最初に述べましたように、改正法の施行日である平成28年6月19日以降で、国政選挙の公示日以降の市長選の告示であれば、自動的に18歳選挙権で実施することになり、選択の余地はないのではないかと、このように思っておりますが、最終的には、選挙管理委員会が法改正を踏まえて判断されるものと考えます。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） まだ、国のほうが、具体的なものは全く出ていないし、国政選挙もいつあるのかわからないという中ではございますが、次にいつ私が質問できるのかわからないので、あえて今回、質問させていただきました。

ということと、もう一つは、これ、日本労働組合連合会が8月に出している「月間連合」という中で、全国の高校生のある一定数のアンケートをとった中で、回答者の72.6%の人が18歳になったら選挙に行くという回答を出しております。しかし、何を重視して、何を基準にして選んでいいのかは全くわからないという答えが出ております。じゃあ、何に関心を持っていますかということですと、お金というのが55%、仕事というのが39%、そのほかが進路、あるいは部活、あるいは交際というようないろんなことがあります。まず、そういった関心がある。じゃあ、政治的なことは何から情報を得ますかということですと、やはりテレビが82.6%ですが、先生というのも16.8%と非常に、まあまあ次に高い数字でした。じゃあ、政治に何を期待して投票するかということの質問の中では、働きやすさとか、あるいは就職その

もの、あるいは賃金、そういったことを目安にして自分は選びたいという、そういう回答が多かったということでございます。

ちなみに、うきは市を調べますと、11月30日現在で、19歳が317名、18歳が326名、そして17歳、280名。この280名が来年の7月までに半分ぐらいとしますと、780名ぐらいの方が新しく選挙権を得ることになります。この70%ということになると、やっぱり五百四、五十ぐらいの人が投票に行くということになります。国政選挙になりますと、さほどの影響はないといえば語弊がありますが、地方自治の影響よりも私は少ないだろうと思います。そういったことを考えたときに、何を基準に選んでいいのかわからないという18歳以上の方に、やはり、もしこれが該当することになると、やっぱり早目に、うきは市の市政はこういうことですよと、方針はこうですよというものをある程度やっぱり考えて示唆していかなければならないのではないかとこの考えを持ちました。

また、さっき言いました選挙に初めて行く18歳以上の人にとっては、期日前投票って何だろうとか、そういった選挙の仕組み自体も不明だろうと思います。そういったことをやはり早目から周知する必要もあるのではないだろうかというふうに考えます。そういったことは、選挙あるなしにかかわらず、国政が来年7月から行われるだろうという、今の時点では、やはり市としても考えを持っておかなければならないんじゃないかという思いがいたします。

先ほど言われましたように、具体的に国からはまだ何ら示唆がありませんので、とは思いますが、今言いましたようないろんな課題はあるだろうと思います。あえてお聞きしますが、そういった課題、市としてはどのように対応していかれるおつもりでしょうか。まだ全く考えていないということでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 18歳選挙権につきまして、市長選の関係は市長からお答えしたとおりで、国政、要は参議院の国会の会期等が関係してまいりますので、その辺がはっきりしないと、正直言って非常に悩ましい問題だと思っております。18歳と言っている中で、告示日が参議院にひっかからずに前のほうになったら二十歳でやってしまう。やっぱり市民の方、有権者は混乱すると思いますので、ただ、それは、市の選管でどうしようもできないことでもありますので、その辺はしっかりアンテナを高くしてといいますか、情報を収集して、できる範囲で混乱のないようにやっていきたいと思っておりますが、いかんせんというところでございます。

それから、18歳選挙権に向けての啓発といいますか周知についてです。

先日といいますか、さきの議会でもいろいろ御質問いただきましたので、浮羽究真館高校の校

長とお話をさせていただきました。こちらから選管担当者も連れて、18歳選挙権に向けて高校のほうでいろんな取り組み——文科省のほうも、国のほうも教材をつくって、新聞にも載ってましたが、取り組みやられてますので、例えば模擬投票等を実施する際には、選管のいろんな物資等をお貸ししますし、出前講座が必要であれば出てまいりますということで、高校のほうもどういう取り組みをしたらいいのか、今、考えておるということですので、その辺の連携はとってまいりたいと思っております。

それから、18歳ではありませんが、新成人、今度、成人式でも、また選管のほうからも啓発のチラシ等を用意して、18歳じゃありませんけども、新成人の選挙に対する参加についても働きかけていきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 一番心配しておりました高校についてもそういうふうに連携をとっていただいているということで、実は大阪の選挙、この前あったときに、高校生がみずから自分たちで模擬投票箱をつくって、模擬投票を実施してみたというようなこと、あるいは、いろんな取り組み方について高校生自体がいろんな研究をしているというところもございます。やはり関心を持っている18歳の方もかなりおられると思えます。そういったことにきちんと情報を発信していただきたい。そういうことによって、今は大人ほうが、どうせ投票しても人が変わらん、政治が変わらんというような、政治不信、あるいはそういう選挙離れが現実になっておりますけれども、せっかくそういったことを子供たち——18歳の新しく選挙権を持つ人たちが関心を持とうとしていることを大事にしていかなければならないと思っております。そのことが、若い人が今度、市にしっかりした見解を持ってもらう。その最初の道筋になると思っておりますので、引き続き高校のほうとも、ぜひ、いい取り組み方をしていただきたいというふうに思います。また、究真館高校だけではなくて、その該当の子供たち、年齢の若者がいますので、いろんな形で市からの発信を、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

全てについてお願ひということですが、適切な取り扱い、検討、そして実施をしていただくということでお願ひをし、今回の3点についての質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、14番、高山敏枝議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。午後1時30分より再開します。

午後0時11分休憩

午後1時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、3番、熊懐和明議員の発言を許可します。3番、熊懐和明議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 3番、熊懐です。許しが出たので質問させていただきます。

その前に、熊本県の市長さんと農産物、竹、障害者についていろいろ話をさせていただきました。そのことを踏まえ、お尋ねします。

1、農産物の交流について。うきは市では、近隣の市町村と農産物・果物・水産物の取引交流を考えていく気はないかをお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農水産物の交流について、農水産物の地域間取引交流をとの御質問でございますが、現在、市では、北海道の枝幸町との海産物交流を初め、長崎県壱岐市、平戸市等との間でイベント時における総合物産交流を行っているところであります。また、八女市星野村とは、旧浮羽町のころより、フルーティランド構想として、お茶とフルーツを中心に、ともに、観光推進を連携して取り組んでいるところであります。

さらに、道の駅うきははにおきましても、九州道の駅連絡協議会の中での相互交流を深めていくことを目的に、道の駅うきはより、9カ所の道の駅に、フルーツ等の特産品を送っていますし、道の駅うきはのほうへは、6カ所の道の駅より物産が届けられ、販売をされています。

このように、うきは市にはない特産品を互いの道の駅が交流して販売するというところを、現在実施しているところであります。農水産物の取引交流につきましては、今申し上げましたように、道の駅うきは等の物販施設が中心になっていくことが想定されますが、一方で、道の駅うきは等の一番の特徴は、地元でとれた新鮮な野菜や果物、山菜等を提供することにあります。現在、道の駅うきはでは、他の道の駅との交流による特産品を販売してありますが、これを今以上に拡大することには十分な検討が必要ではないかと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） もう少し聞こうと思っていたら、いろいろ取引されているということで、1つ、うきは市では枝幸町と交流をしているということですけど、非常に遠くて大変だと聞いていますけど、メリットはあっているだろうかということをお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） メリット、デメリットの関係からいきますと、どんなふうに言ったらいいですかね。メリットという点では、さほどメリットがあるというふうな点ではないかと思えます。ただ、旧浮羽町時代より、枝幸町につきましては、「さるかに合戦」交

流ということで、うきはのほうでは柿が有名でありますので、柿にちなんだ物語ということで、さるかに合戦の中で柿といえば、それがカニにぶつかってというふうな話もありまして、カニの水揚げ量の日本一はどこかというところで、北海道の枝幸町を県のほうから紹介されまして、そして、そこから、「さるかに合戦」交流ということで、現在までいろいろな交流をしております。

直接的なデメリットということはないかと思いますが、そういったことで話題をいろいろイベントする際に提供したりして、お互いの——マスコミ関係でもそういう話題を取り上げていただいたりとか、そういった部分でのメリットはあるかと思います。あと、やっぱりあそこで今のお歳暮のシーズンであれば、枝幸町の品物等も店頭に並んでおりますし、やっぱりうきはにはないものが北海道と同じような価格で手に入るというふうなところで、地域間交流としての役割は果たしているのではないかというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 熊本あたりと市町村の交流は、と聞くはずでしたけど、大変相当やっているということで、これはちょっとあれして。

関連ですけど、最近テレビや新聞などで、よく出ていましたが、山春地区の国武弘さんがブドウの玉を大きく育てるつくり方に成功し、特許申請が認められたということを知りました。うきははブランド推進課がありますから、力を入れて何か進めているのかなと思い、そのところをお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 国武さんが、「うき峰」という商品名で特許をとられました。本当に、私としても喜ばしい限りだと、このように思っているところであります。国武さんは、市とのコラボレーションじゃなくて、独自に、御自分の技術、御自分の取り組みの中で特許をとられたわけであります。

今、我々はブランド推進ということで、ブランド力を高めようと、いろんな施策をやっておりますが、こういう形で市民の皆さんが行政だけに頼らないで、独自にブランド化をしていくというのは本当に心強い限りだと、このように思っていますので、私たちもこれからなお一層のブランド推進に取り組みを図っていきたくて、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） これは、特許を取ったというのは大変なことだと思いますので、うきは市のブランドとして力を入れて、まだやっていってもらいたいと思います。

次に、2番、山林・竹林の活性化について。

（1）竹材の利用や生かし方の現状をお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、山林、竹林の活性化について、竹林の利活用の現状についての御質問をいただきました。うきは市の森林面積5,923ヘクタールのうち、竹林の面積は約167ヘクタールで、その内訳は、マダケが74ヘクタール、モウソウダケが90ヘクタール等となっております。以前は、ノリ栽培で、さおにマダケを使ったり、竹のほうきや竹のざるなどの竹細工でモウソウダケを使っていたため、多くの用途に竹が活用されておりました。しかし、現在では、タケノコ栽培等の利用で、三、四軒の農家が4ヘクタールを、「四方竹」栽培を行う農家が25軒程度と、多くの竹林におきましては、有効利用がなされていない状況にあります。

竹林は、有効活用されずに放置されることにより、洪水時に斜面崩壊を誘発しやすくなるなど、経済面や景観面だけではなく、地域保全にかかわる問題が発生することにもなります。うきは市としても、竹の有効利用を目的に、地域おこし協力隊が中心となって、かつて、うきは市浮羽町、野上家で作られていた「へぎ」の製作技術の再生や、竹の皮をおにぎり等の包装材として活用できないかについて、昨年度から調査をしております。また、これ以外にも、浮羽森林組合と連携して、荒廃竹林の材を森林組合で計画中のストックヤードに集積して、バイオマスエネルギーとして活用できないかなどの調査を行っているところであります。

また、妹川地区では、竹の粉碎機を活用して、竹をチップ化し、防草効果や肥料や土壌改良材としての活用の可能性について実証的な調査を行っております。このような取り組みを通じて、竹の用途を拡大することにより、姫治地域における新たな事業創出や山林の保全に結びつくよう、引き続き対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 今、バイオマスエネルギーも考えているということで、いろいろされていますが、この前、熊本の市長との話の中でも、私は放置竹林をどうにかしたいという思いを言ったところ、熊本県内では、総務省の「特徴を活かしたエネルギー事業を支援する分散型エネルギーインフラプロジェクト」の委託先として、全国14事業を選んだ。県内からは、小国町と南関町の2事業が選ばれた。このプロジェクトは、事業計画を策定する自治体に交付金を支給して、雇用拡大や経済活性化を支援しているとのことで、資料はいただきました。

それによると、小国町は、地熱発電の熱水をハウス栽培などに利用、小国杉を使った木質バイオマスエネルギーを中心市街地の施設で活用する。交付金は3,000万円。南関町には4,000万円を交付。玉名市など周辺8市町村と協力し、放置竹林などを利用した木質バイオマスの活用に取り組むと書いてあります。

それで、小国町には調査に行ってきました。小国杉を使った木質バイオマスエネルギーを中心市街地の施設で活用する方法はやっていました。皆さんは、必死に地元小国町のことを思い頑張

っていらっしゃるという感想でした。でも、私が興味があるのは、南関町の放置竹林を利用した木質バイオマスのほうです。電話はしましたが、日程が合わずに、まだ行けていません。でも、電話で話はさせていただきました。話の中では、地元の企業と一緒に協力し、竹の樹液を利用して何か建材に利用できないか考え進めているとのことでした。私は、竹のチップを燃やすのに火力が強く、ボイラーのほうの方が長く持たないので、竹チップを燃やす釜を探したいと言うと、南関町では、もう既に海外から取り寄せるようにしてますと聞きました。国内いろいろ探してもなかなか見つかりませんでした、私も。すぐにでも調査に行こうと思っていますが、このことについて、市長は興味があるかないかお伺いしようと思っ、お尋ねしているところです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私は、常日ごろから地域資源を活用したまちおこしを提唱しておりますので、当然、竹林についても有効活用については非常に興味を持っております。

本当に、議員御指摘のように、放置竹林の被害といいますか、本当に迷惑な素材だというふうにご遠慮されていますが、それを逆転の発想で、この竹林を有効にどう活用したらいいかということとをいろいろ地域おこし協力隊員ともいつも議論をしているところであります。

議員、今、御指摘のように、非常に火力が強いもので、そのままボイラーにあれば、ボイラーがやられるということで、何とかそれをチップ状にして、うまくいける方法はないかということで、先ほど申しあげましたように、森林組合と連携をして、そういう調査研究もやらせていただいているところであります。

私自身、耳納山麓土地改良区の理事長も仰せつかっております、あの樹園地においても、相当の放置竹林で大変大きな課題になっております。何とかこれは改善をしなければいけないと、こういうことで、いろんな取り組みを、今後、考えていこうと、このように思っています。今、副市長が中心となって、木質バイオマスエネルギーに関しましては、環境省であったり、農林水産省であったり、経済産業省であったり、複数の役所が絡んで、いろんな補助施策を打って出ます。そういう中で、うきはに合った事業を取り込んで、どのようにやっていくのか。今後しっかり考えていきたいなと思っています。

先ほど、「へぎ」の話とか、竹の皮の包装材としての話も申しあげましたが、だんだん勉強すればするにつれ、チップのその先のパウダー、竹を粉にした効用がすごくいいという話とか、あるいは竹から塩ができるんですね。非常に濃厚な味の塩ができます。もっともっと我々の常識範囲外で竹の用途というのは多いものがあると思っておりますので、しっかり今後も調査というか勉強していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 森林組合のほうとも話をさせていただきましたけど、3年、

5年先、余り遅くなってもなかなか厳しくなるだろうという意見は聞いています。その中で、協力隊の小崎さんかな、あの人も話をしていたら、あの人も大分県のほうで竹の紙ですか、紙をつくって、大分県じゃなかったっけ、あれは鹿児島やったっけ、そこで何か竹を使った紙をやっているところがありますからということで、そんなら調査に行こうかなという話もしてはいますが、いろいろ竹には、どこでも困って、すぐにでもやっていただかないといかんような状態になってきていると思います。だから、よかったら、これからもどうか、何かやっついこうと思って、調査もしていこうと思っていますので、いろいろ協力してもらえればありがたいなと思って質問させてもらいましたけど。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長からも答弁をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 今、御指摘のように、竹についても早急に解決しなければいけない状態にありますけども、議員御承知のとおり、今、小崎さんと一緒に――森林組合も一緒になって調査をやっていただいておりますので、引き続き、この事業は遂行していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ということで、南関町のほうにも、職員さんもよければ一緒に行ってもらって、勉強、調査していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、3番、障害者支援について。

（1）昨年12月に質問した視覚障害者の保育園入所について再度お伺いします。

市職員、園長の話では、目が見えないと保育園の入所は前例もなく無理ですとの答えだった。その後の市長との面談でも、財政も逼迫しているので、1人のために市民や議会の賛同を得るのは難しいと思うので、筑紫野の施設のほうに行ってくださいと断られました。この件について、改めて市長の考えをお伺いします。

2番、平成28年4月1日に、障害者差別解消法が施行されます。今後どのように考えていかれるのか。このことは教育長にお伺いしたいと思います。

ついでに、その後、私が調査したことを報告した上で、聞いていただいた上で、もう一度お伺いしたいと思います。

私は、職員、市長より断られ、うきは市の考え方に納得がいかず、心が折れました。でも、市民の皆さんの反響は非常に大きかったです。応援しているから、これから先の障害者のためにも頑張れと言われ調査に行ってきました。それで、長崎県佐世保市、熊本県と調査に行ってきました。

た。佐世保市では、視覚障害者にはどのような支援をしているか、お聞きをしました。すると、健常者と一緒に勉強をし、学校へ通っていますと聞き、なぜそういうことができるのか尋ねてみました。すると、数年前より、国・県より、同等の環境で育てるようにと指導のもと、市民、議会は一体となって頑張っていますとのことでした。

熊本県は、市長とお話をさせていただきました。市長いわく、間違っはいけないので、教育長を呼んで説明させますということで、教育長を呼んで説明いただきました。その中の話でも、家族と——熊本市では家族と話し合い、家族の要望に合わせ、市長の協力のもと、予算を出していただいていますとのことでした。

福岡県内のこども園にも電話ですが聞き取りをいたしました。そこでも、障害者を受け入れているようです。これを踏まえ、なぜ、うきは市ではできないのか。改めて、市長のお考えをお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、障害者支援について大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、視覚障害者の保育園入所についての御質問であります。市としましては、子供の将来を考えた最適な環境を提供することを基本に、個々のケースについて対応を行っていることにつきまして、まず、御理解をいただきたいと思ひます。今回のケースにつきましては、保護者、保育士等との協議の中で、総合的な判断に基づき、週2回の一時預かり保育を実施しているところであります。しかしながら、子供の成長の段階におきまして、今後は、現在とは異なる環境の中で、子供が持つ資質を伸ばしていくことが望ましい結果につながることもあろうかと思ひます。

当該児童につきましては、保育所への平成28年度の入所申込書を提出いただいておりますので、今後とも、保護者を初めとした関係者により協議を行い、子供の将来を見据えた上で、対応を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の、障害者差別解消法についての御質問であります。平成28年4月1日より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行となります。差別的な取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止の法的義務に加え、地方公共団体においては、具体的な取り組みに関する職員対応要領を策定する努力義務が課せられております。さらに、差別を解消するための支援措置として、相談、紛争解決のための体制整備や、市が設置することができる障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携、普及啓発活動が定められております。

この中で、特に職員対応要領は、障害者の権利を守るための基本的な事項を定めるものであり、統一的な取り組みが必要なことから、10月開催されました福岡県市長会において、作成に当たっての技術的助言を県に対して要望をいたしているところであります。今申し上げました職員対

応要領につきましては、私が委員となっております福岡県障害者施策審議会で、11月16日に開催された会議の中で案が審議されたところであります。うきは市としましても、県における検討に基づき、職員対応要領を作成し、全職員に周知をさせていく予定であります。

また、障害者差別解消支援地域協議会につきましては、現在設置している、うきは市地域障害者協議会をベースに、具体的な体制について検討を行いたいと考えております。

学校等にかかわる点につきましては、引き続き教育長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 平成28年度から障害のある子供に対する支援、配慮が、国の行政機関、地方公共団体等に義務づけられ、市立学校や民間施設などにも努力義務として課せられるようになります。小・中学校における合理的配慮の具体例としては、発達障害等のため、人前での発表が困難な児童・生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすることや、こだわりのある児童・生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり、個別に対応したりすることなどが例示されております。今後、法の趣旨を尊重し、対応を検討してまいります。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） もう1年になります、私が質問して。そのときは、これ、今できているからそうでしょうけど、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムとありますが、これ、数年前からできてたんじゃなかろうかと思えますけど、このことについてどう思いますか。市長にお伺いします。インクルーシブ教育システムです。

教育長から、どういう意味か教えてもらったありがたいと思えますけど。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） インクルーシブ教育の基本というのは、障害のある、ないにかかわらず、共生社会を営んでいくということであると理解いたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ということで、市長と職員が1年前に、前例もないから、そういう目の見えない人はだめだ。財政が逼迫して、1人のためにはだめだ。そういうことに関連しているんじゃないかなと思えますけど、どう思いますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに議員とは、私の部屋で対応をさせていただきました。個別のやりとりについて、こういう場で議論をするのはいかがかとは思いますが、あえて申し上げさせていただくならば、今、議員は、私の会話の断片的なとこだけを取り上げて、私に指摘をされてお

ますが、あのとき、議員にもしっかり御説明させていただきましたように、我々は、障害を持つ児童についても可能な限り保育所で受け入れるように努めております。問題は、障害の程度ですね。いろんなことを考えなくてはいけない。今回の対象者につきましては、やはりどういうんですかね、やっぱり本人にとってどういう環境が一番適切なのか、それを最優先に考えるのが一番重要でしょう。成長の過程で、静かな環境でしっかり対応することが、今、重要だということを、いろんな専門家から御指導をいただいていると。こういうお話もさせていただきました。

そういう中で、我々の保育所、保育園については、年齢別クラスにおける集団保育を行っております。したがって、集団保育の中で、果たしてこのお子さんの静かな環境が本当に確保されるのか、非常に不安であるということをお知らせしました。

じゃあ、そこで先ほどから、佐世保市とか熊本市のお話が出てますが、片や熊本市は、政令都市であります。佐世保市も第二の都市であります。そういう大きな市におきましたらば、それだけ人口が多いですから、そういう対応者の方も多いのではないかと、このように想像いたします。そうしますと、そういう中で、しっかりした対応というのは、おのずから出てくるわけでありませぬ。

例えば2つ目の、今回の障害者差別解消法の中でも、議員が一番承知かもしれませんが、やはり基本的なことは、今回の差別解消法でも、事務または事業を行うに当たって、障害者が社会的障壁を取り除くことを必要としているときは、職員は、その社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を誠実にやり、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならないと、こういうくだりがあるんで、要は、この合理的な配慮というのが何か、ここにも具体的に示されているんですが、要は、事務または事業への影響の程度であったり、あるいは、物理的に技術的な問題、あるいは人的な対応が果たして可能か、あるいは費用対効果というか、費用の面、そういうことが挙げられてて、全て障害者の皆さんの要求に全部が全部応えるというのは無理なところがあるわけですね。

したがって、うきは市が仮に少数の方に対して、これだけの技術的職員を配置して、それだけの財政を投入して、きちんと確保できるという、全てのナショナルミニマムというか、市民全体の合意がとれるならば、それはあり得るかもしれませんが、その協議も必要ではないかということをお知らせしたことであります。そういうことを、ぜひ御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 話したことをこの場で言うかどうかは言いませんけど、ちゃんと相談に行って話した上で何を言っているから、私は何も問題はないと思っています。そのときの課長——元課長もおりました。今、年齢の面もいろいろ言っていました。教育の面も、

それは確かに。

でも、そのときにでも、数年先のことですから、どうか検討をという、検討もする余地もないような返事になったでしょう。そういうものをインクルーシブ教育というんじゃないですか。相談なり、今、長く市長がおっしゃったように、そういうのを説明して、できるできないは話していきましょう、どうのこうのという以上ならわかりますよ。そのときも、結局、財政であれで、どうこう、終わったでしょう。（「いや、そこだけを強調したらちょっと困ります」と呼ぶ者あり）いやいや。（「ご本人がどうかの問題でしょう」と呼ぶ者あり）いや、そいき、そういう話をして、じゃあ、先、数年先のことですから、考え、できるかどうか、話していきましょうかねちいう話であれば、こういうふうに困ったりしなくても、相談にも行かなくてもいいんですよ。1年間、非常に苦しんだと思いますよ。筑紫野のほうに行ってくださいと言ったでしょう。話し合う余地もなかったでしょう。職員も前例がだめだと一遍切って、その後の話し合いも持たずに一方的に切ったでしょう。そういうことを言ってるんですよ。

ただ、するかしないかじゃなくて、話し合いの場をもって納得するようにさせてくださいという意味で、今、質問しているんです。これから先も、できるできないはわかりません。でも、それに相談に乗るような対応をしてくださいという意味で質問しています。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そういう御趣旨は、私に対してもそういう御指摘がありましたので十二分に承知しておりますが、でも、議員御承知のように、福祉事務所を初め、最終的には市長公室長も出て、できる限りの対応はさせていただいたのではないかと、このように思います。

ぜひ御理解いただきたいのは、当人にとって何が一番いい環境なのかということが一番ベースではないかと、そのことに尽きるのではないかと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今言っているように、私も筑紫野の施設のほうには行って、いろいろお話も聞いてきました。市長がおっしゃるように、それも一理あります。でも、施設のほうも、年長、6歳ぐらいからこっちに来る来んじゃなくて、週1回、2回でも通ってもらって点字でもしてもらえば、それが一番いいんじゃないかなという話も聞いてきました。だから、一方的な思い込みで進めないでほしいというのが1つあります。

それと、何か職員の悪いことばかり言っているようですが、そういうことはありません。ちゃんと広い心で接してもらっている職員もいらっしゃいます。それはありがたく思っています。ここ半年ぐらいちゃんとしてもらっています。だから、何もしてもらってないという意味ではありません。これから先、もう少し話を聞きながらさせてもらいたいという質問ですから、そのことをよろしく願って、今後、相談に乗っていただけてものかどうかをお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁をさせていただきましたが、今後とも保護者を初めとした関係者により協議を行い、子供の将来を見据えた上で対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 4番、保育園入所要件についてお伺いします。

（1）なぜ出産により、保育園へやっと入所できた子供が退所しなければならないのか。入所及び在園要件を伺います。また、退所しなくてもよい方法は考えられないかお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、保育園入所要件について、保育所の入所及び在園要件についての御質問であります。保育所の入所要件については、子ども・子育て支援法第19条及び子ども・子育て支援法施行規則第1条によって定められております。

その中では、妊娠中であるか、または、出産後間がないことを理由として、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合、保育所の利用が可能とされており、うきは市では、その期間を産前・産後、各2カ月、出産月を含め、最大5カ月間の保育所の利用を認めているところであります。また、出産に関する要件としては、このほかにも、育児休業をする場合であって、既に保育所に入所する児童があった場合には、生まれた子が育児休業の間に満1歳になるまでの月まで引き続き保育所を利用することが可能と、こういう事項もございます。

いずれにしましても、このような法の定めに基づきながら、家庭の状況等を十分に聞き取り、家庭において必要な保育を受けることが困難であると判断される場合には、柔軟に対応させていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろ要件があるのは、園児のお父さんもお母さんも皆さんわかっていると思います。でも、市長は、人口減少をどうにかしたいと言い、子供は宝と言ってきましたでしょう。この前、テレビで少し出てたんですけど、鳥取県の知事でしたかね。中山間地では保育園を無料にしていると聞きました。結局、人口減少に伴い、中山間地によそからの人口増を考えているんでしょう。そういうふうに、うきは市でも独自に子供たちが途中でやめなくてもいい方法を考えてもらいたいと思って、今、質問しているんですけど。

子供は友達ができ、保育園へ行きたい寂しさを感じていると思います——途中で、もうだめですと。そうじゃなくて、市長が市独自で何かそういう、途中でやめなくていいような施策を考えてもらえないかと思ひ質問しているんですけど。お伺いします。

もう少し簡単に言います。

お産したら、2カ月、5カ月でやめてくれとなっているでしょう。そういうのを、その年いっぱいでも、その後でも、人口減少をとめるためなら、なるべくそのまま園に行かれるように、まだ財政も厳しいでしょうけど、何か考えていかないと子供はふえないんじゃないかと思います。そういうことを聞いてるんです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、やっぱり少子化の大きな原因は、特に若者世代の経済の不安定性と、結婚してからの仕事と子育ての両立の困難性、この2つに大きくあると思います。したがって、後者については、ワーク・ライフ・バランスというか、仕事と育児の両立、あるいは仕事と介護の両立、最後に、大きく仕事と生活の両立ということでワーク・ライフ・バランスを、今、市として推奨しております。

確かに実態として、今、我が国の女性の就業率は6割台であります。ちょうど子育て世代、特に3歳未満児を抱えている女性の皆さんは、就業率が3割にも満たない。2割台だということ。大きな日本の少子化というか、大きな課題に挙げられているのは十二分に承知をしております。そういうこともしっかり視野に入れながら、うきは独特の子育て環境を、どう整備していくかというのは、我々に課せられた大きな責務だと、このように思っております。

一方、今、仕事をやめなくてはならないという視点でありましたので、例えば市の行政なんかについては、育児休業制、民間でもほとんど育児休業制が普及しておりまして、何も会社をやめないで、働ける環境もできつつありますが、今後、我々としては、ワーク・ライフ・バランスを推奨する中で、市内の事業者におきまして、そういう視点でいろんな要請をしていかななくてはならないのかなと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろお願いして、考えてもらっていただければありがたいと思います。

最後に、家族の人の心配というのは、それもあると思います。でも、子供さんがせっかく行ってんのに、友達もでき、泣いても行けない。そういうつらさを考えてもらおうかなと思って質問したんですけど、そのところを含む上で、市独自で何かできないか考えていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、3番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、12番、大越秀男議員の発言を許可します。12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 大越です。今回3つの項目について質問をいたします。期せずして3項目とも6月議会で質問いたしました項目の関連であります。市長から明確なわかりやすい答弁をぜひお願いしたいと思います。

最初に、行政区加入促進条例の制定についての提案です。

6月議会での同じ質問に対して、法的な強制力がなく、地域での働きかけ、お誘いを可能な限りお願いするとの答弁がありました。それで効果は上がるのかというのが今回の質問の内容であります。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、行政区加入促進条例制定について、行政区への未加入者への取り組みについての御質問をいただきました。条例を制定して、行政区への未加入者を防ぐことにつきましては、未加入者の多い現状を見ると、そういった手法がとれないかといった御意見が出ることについては理解できるところであります。しかしながら、現在のところ、区に加入していただくことへの法的強制力はありませんので、新たに条例を制定して、行政から強制するような対応はできないと考えております。このため、結果としてお願いすることにとどまっているのが現状であります。

具体的には、転入されてきた方が、窓口で手続をされる際に、担当から区長さんに転入の報告をしていただくようお願いをしております。報告に行き、区長さんとお話することで、区に加入してもらいやすくするためのものがございます。

区への加入につきましては、地域での働きかけ、お誘いを可能な限りお願いしたいと思っております。区未加入者対策につきましては、近隣の市にも直接お伺いして、対応策等をお聞きしたところではありますが、本市同様、未加入世帯の加入促進策については名案がなく、悩んでいるとのことでありました。

また、強制でなく努力義務レベルでの条例につきましては、他の団体でも設置して取り組まれているところも見受けられますが、本市におきましても、うきは市協働のまちづくり基本条例第12条の市民の役割と責務において、「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思を責任において積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない」と定められており、同じく第19条のコミュニティの育成と支援では、「市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、それを守り育てるよう努めなければならない」と規定されているところであります。このように、努力義務としてコミュニティの基本単位である行政区に市民の皆さんが加入し、市民が主体となってまちづくりを担っていただくように、条例上も位置づけられているところでございます。

また、行政区への未加入世帯の増加につきましては、今後の自治協議会の活動にも大きく影響

してくるものと認識をしております。このため、今後は各行政区だけではなく、それぞれの自治協議会による広域的な対応の検討が必要になってくると思われまます。

具体的には、各行政区が独自に設けている区費等について、アパート等の入居者の状況を考慮した負担額に見直すなどの新しいルールづくりや、未加入者との協議の場を設けるなど、区へ加入してもらうための方策について、自治協議会の中で検討していただくことも必要になってくると思われまます。各自治協議会においては、自治組織が活動を始めて1年半が経過したばかりで、まだまだ課題の多い中での取り組みとなっております。未加入世帯への対応については、協働のまちづくり基本条例の実現に向けての課題と捉え、市としましても、各自治協議会との間で、引き続き協議・検討を進めてまいりたいと思われまます。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） ほとんど6月議会の答弁と同じだったと思われまます。

6月に、私がこの項目を質問するときに、ちょうどある区長さんが傍聴に来ておられまました。それは、たまさか、私それが質問するとか知らないまま来られた方なんですけど、項目を見てびっくりしたというか、ぜひこれをやってくださいと。区長は、困っておられまますと。特に、新興住宅地を抱えられた区長さんでした、その方は。やっぱり新たに入ってくる方——市外からですね、あるいは浮羽町域から旧吉井町域に来られる方、あるいはその逆もあるでしょう。市外か、あるいは同じ市域内での住所変更、そうした方、特に若い方に行政区に入ってもらおうのが難しいので、そういった節目、節目というか、自分が住所が変われるときにチャンスですよと。ですからせめて——条例制定が難しいなら、僕は、あくまでも条例を制定したらどうかという趣旨で質問しておられまますけれども、それがだめなら、せめてパンフレットをつくって、住民の方が窓口に来られたときに、住所変更とか転入届とかいろんなことがあると思われまますけれども、そういったときに、せめてパンフレットでも渡して加入を促す。

条例を仮に制定したからといって、法的に強制するわけではないですよ。地方の条例ですから、当然、罰則規定もないし。それから、前回、時間がなかったので、余り説明してなかったと思われまますけれども、埼玉県が、特に所沢とか八潮市とか、こういったところが条例制定については先進地であると認識しておられまます。そういったところは、やっぱり自治会等への加入は、地域住民に対して、自治会等への主体的な加入や参加をお願いするもので、任意団体である自治会等への加入や参加は強制することはできない。ここまではみんな認識、一緒です。地域住民の加入と参加の促進は、それぞれ自治会等が主体的に取り組んでいただくものだが、地域の人と人とのきずなの重要性が再認識される中、自治会等への加入と参加を促進して、自治会等の活性化を進めるために、市も応援する必要があると。市も応援する必要があるとは、自治会に任せるだけじゃなくて、自治会の活動、あるいは住民の、自治会の中のまた小さな行政区もあるでしょう。そ

れに入っていたくために、市が後押しをしてほしいと。

最初に言いましたように、区長さんから、ぜひこういうのをつくってもらうと、私たち非常に動きやすいですと言われたのは、そこなんですよね。ですから、市が条例をつくって自治会加入を強制するとか、そういう趣旨じゃなくて、条例の条文の中でそれはちゃんと明記すればいいわけですから、そういうことじゃなくて、やっぱり市が、ぜひともこれは後押ししてほしいと。

区長さんは、早いところでは1年ごとに、基本的には2年ごとにかわってありますよね、ほとんど。短期間の在任期間だけでは、住民の皆さん、新しく入って方に、特に、ずっと入ってない人も——住んでらっしゃって入ってない人もおられると思いますけれども、そういった人たちに、ぜひ自治会に入ってくださいということを勧めに行ってもなかなか入ってもらえない。じゃあ、入った場合のメリットは何があるのかというようなこと、例えば災害とか——自然災害、火災などの人的災害、あるいは急病、高齢者が非常に多いきは市ですから、高齢者の方が何かあったときに、行政区内のきずながしっかりしていると、それに対応がしやすいと思うんですよ。そういった意味で、私は、条例化して、せめてそういった市民のきずな、行政区内のきずなを深めることが必要ではないかということをおっしゃいます。

具体的には、前回からも言おうかなと思ってましたけども、この加入条例について、私なりに、うきは市きずな条例なんかでも命名したらどうかなと、副市長は、「お開きは、うきは茶で乾杯」という、ああいうアイデアも出してもらいましたでしょう。それになぞったわけじゃないですけれども、うきは市きずな条例、それは副題になるかなと思います。仮にそういうことをすると。正式な条例名は別にちゃんとあったとして、言い方を変えれば、うきは市のきずな条例とか、そういった形でも条例を制定して、ぜひとも、特に区長さんの仕事、これから委嘱制の区長制度がどうなるかもわかりません。しかし、区長制度というのは、あくまでもなくなるならないと思いますので、そういった今後ずっと続いていく区長さんの仕事は、町内をしっかりと把握するというのが大きな役割だと思うんですよ。ですから、そういった意味でも、条例というか、よりどころがある、何かよりどころがあれば人間動きやすいし、働きやすいし、そういったことではないかなと思いますので、せめて検討をしていただける余地があるのかなのか。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、きずな条例をという提案についてでございますが、議員も見られたかもしれませんが、朝日新聞が、ことしの9月27日から10月25日まで6回連続の特集記事で、「どうする？自治会・町内会」をテーマに報道をしておりましたが、その中でも、加入についての問題が大きく取り上げられております。議員も御承知のとおり、区への強制加入は、いわゆる憲法違反といえますか、個人の思想自由をうたった憲法第19条があるために踏み込めま

せん。したがって、私どもとしては、平成19年に制定しました協働のまちづくり基本条例、先ほども答弁させていただきましたが、2つの条で、加入を逆に促している条文がございます。この条例がある中で、きずな条例というのは、今のところ考えの持ち合わせはございません。

2つ目の提案で、じゃあ、法的な強制加入ができないんだから、パンフレット等をつくって、もっともっと市民の皆さんに行政が一体となったアピールしたらどうかという御指摘については、前向きに検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） パンフレットであれば前向きにという答弁が出ました。そこで、仮にそうなる時、具体的にお願いしたいのは、差しさわりがあるかなと思いますが、不動産屋さん、例えばアパート経営される方、あるいはアパートを建てられる方、地主さん、家主さんですね。あるいは、それを仲介する不動産屋さん。そういった方たちに、ぜひとも、うきは市に住んでいただく。あるいは、あなたのアパートに住んでいただく方には行政区への加入をぜひ勧めてくださいというようなことを、例えば開発許可申請に市役所も来られると思うんですね。そういった意味でも、そういったときを捉えて、むしろ——なぜこういうことを言うかという、逆に、前回もたしか言ったと思うんですが、うちのアパート、自分が仲介しているアパートに入ってもらえば行政区入らんでいいですよと、そういうのを売りにしている人もいるということですよ、現実に。これは具体的には言えません。言えませんけれども、話は聞いております。

だから、せめてそういうことをなくすためにでも、パンフレットをもしつくりただけなら、そういったことも織り込んで、ぜひ住民の方に、入居される方に、行政区へは加入してくださいと。入っておけばいろんな情報も入ってきますよ、市からの広報も来ますよ、緊急時には即対応もできますよというようなことをメリットとして織り込んでほしいなど、そういうふうに思います。その点、どうでしょうか。最後に。この項目では最後に。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） パンフレット作成については、前向きに検討するというふうに答弁させていただきました。それにかかわる話として、今、議員から御提言いただきましたので、しっかり受けとめさせていただいて、加入促進に今後も努めてまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） しっかり受けとめていただけましたので、それ、落とさないように、よろしくお願いします。

それでは、2つ目に行きます。

これも6月に質問したんですけれども、平成30年度で今のクリーンステーションの最初の15年間の操業が一区切り迎えます。31年度からの延長について、前回、質問いたしました。

前回、質問した責任上、その後どうなったかなというのは、ずっと気になっておりました。すぐ9月にやろうかなと思ったけど、3カ月だからちょっと待とうということで半年たちましたので、その後どういうふうに進展しているのかなということで、関係区の方には、一、二名、質問、どくなりましたということを聞いております。余り進んでないと、現実は。ということであります。

2の項目として、改めて質問します。

耳納クリーンステーションの操業延長について。

(1) 6月議会で、全ての区に同じ条件で理解を得るため、最大限の努力をすると答えていたが、その後、関係地域にはどう対応しているのか。また、市の財政負担と市民の利益を考えれば、15年延長は絶対的条件になると思うが、どうか。

(2) 15年延長にまだ同意を得られていない関係区もあると聞くが、どうか。また、その原因は何なのか。

(3) 市民全体が自分たちの問題として、施設のあり方に関心を持つことが大事だと思うが、その方法についての考えは。

以上、2項目め、よろしく申し上げます。

○議長(岩佐 達郎君) 市長、答弁。

○市長(高木 典雄君) ただいま、耳納クリーンステーションの操業延長に関して、1つ目が、関係地域への対応と操業の15年延長について。2つ目が、15年延長に同意を得られていない関係区について。3点目が、耳納クリーンステーションに対して、市民全体が関心を持つための方法についての3点について御質問をいただきましたが、相互に関連がございますので、一括して回答させていただきたいと思っております。

6月議会でも回答しましたように、耳納クリーンステーションは、平成16年9月1日に操業を開始し、10年を経過しました。関係区の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力により、事故もなく運営されているところでございます。市民の皆さんが、安心して快適な生活ができるのも、この施設のおかげであり、市民生活において欠かすことができない施設となっております。

また、耳納クリーンステーションは、燃えるごみを焼却しないで、発電用の固形燃料——RDFとする施設であり、環境に配慮した施設でもあります。そして、しっかりメンテナンスを行っていけば、操業開始から30年間は十分使える施設であると、プラントメーカー等が明言をしていることから、市といたしましても、できるだけ長く使いたいと考えております。また、長く使うことで、新たな投資を避けることができるため、市のトータルな財政負担も軽くなると考えております。

耳納クリーンステーションの操業期間につきましては、うきは久留米環境施設組合と関係区との間で環境保全協定書を交わしていますが、その中では、平成30年3月31日までとなってい

るため、平成30年4月以降の操業については、期間を延長するための協議を行う必要があります。

この点に関しましては、関係区役員の方に対して、平成24年5月から説明会を行い、また、平成26年5月からは、関係区ごとに、全区民の皆様にご説明し、その後も引き続き役員の方との話し合いを続けているところでございます。本年9月には、関係区におきまして、それぞれ役員の皆様との協議を行い、11月以降につきましても、再度、関係区ごとの協議を行っているところであります。今のところ、関係区におきましては、平成30年4月1日以降、15年の延長を認めていただいている区と、5年の延長を認める区があり、一本化できていない状況であります。

5年延長を認めていただいている区からは、大牟田リサイクル発電株式会社が、今のところ5年延長して平成35年3月31日までは操業延長することを決めているものの、その後についてははっきりしていないこと。また、15年は長く、その間、施設の状況がどうなるか不安があること等の意見がっております。今後も引き続き、全ての区において同じ条件で御理解を賜るべく努力してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様全員が、耳納クリーンステーションに対して関心を持っていただくための方策の1つとして、広報うきは6月1日号と7月1日号で、おかげさまで操業開始から10年と題して、大きく取り上げ、その中で、施設見学についても積極的に申し込みをいただくよう、お願いをしてきました。また、自治協議会に対しても、施設見学の依頼を行っており、既に見学を実施されている自治協議会もあっている状況にあります。

今後も引き続き、定期的に広報うきはへの掲載等を行い、全市民の皆様へ、施設からの情報提供や見学等を通じて、耳納クリーンステーションに対する理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 市長は、ずっと関係区と話し合いを続けているという答弁でありました。6月に、市長は、もう15年でやりますと、15年でいきますという、明言してくださいと、私、何回もあそこで、あそこというかここで要請しましたが、とうとう最後まで、最大限の努力をするという言葉しかいただけなかったですね。だから、なぜなのかという、そこが。

15年という数字が出てきて、そして、それが歩き始めて、15年で頑張りますと市長が何で言えないのかなと。ということは、15年そのものは、市長の単なる思いつきだったのかなと勘ぐらざるを得なくなりますよ、そういうことだと。だから、私は、この後、水問題の質問もしますが、市長は、アンケートにかかわらず、小石原でいきますと、強い意思を出してありますよね。

同じように、これだって強い意思を表に、全面に打ち出して、そして、みずから汗をかいてとおっしゃったんだから、やっぱり関係区——忙しいでしょうけれども、関係区を自分で回って、逐一ですね、回って、自分の考えと、そして同意を得るために、失礼な言い方になりますけど、頭を下げるべきではないですかね、もうちょっと。そして、環境監視委員会が7区の代表の方と行政、そういったことでありますけれども、そこで一度たりとも、いまだ公害と言えるような問題は発生してないでしょう。直近では、12月1日にも環境監視委員会があったと聞いております。そこでも、そういった話は全く出ておりません。なのに、私は15年延長を支持しています、市長が言い出したですね。これは、いいことだと。市の財政から言っても、行政の事務的苦勞から言っても、15年延長というのはベストではないですかと。ましてや、あそこが最大で400度ぐらいでしょう、熱を出すのは、1,000度とか1,300度とか出すような施設であれば、かなり熱とか衝撃による老朽化も進んでいくだろうと思いますけれども、その程度の熱であれば、十分30年、それは持つだろうと、私たちも今年の5月の終わりか6月やったですね、昨年じゃないことしの。施設見学させていただきました。立派なもんですよ。

ですから、やっぱりこれは市長が言うように、15年延長をお願いして進むべきだというふうに、それは支持しております、私たち。だから、ぜひ、私たち支持しているんだから、ぜひ頑張ってもらいたいと思うんですよ。今、広報で、耳納クリーンステーションに対する市民の理解も得るために云々ということを広報しておりますということもおっしゃいました。だけど、あの施設を見ただけでは、この15年問題に絡んで、こういうことがあっていることは、市民は全く知りませんよ。今は15年延長に向けて、こういう交渉も——地元関係7区との交渉もやっておりますいうぐらいの広報をしてもいいんじゃないですか。いかんでしょうかね、その辺は。やっぱりそういうことも市民に訴えながら、一見、建物を見ただけ、施設を見ただけでは何でもないようなところで、裏ではそういう悩みがあるのかと、運営してくためにはですね。そしたら、市民もそういったことを十分理解して、我々も応援しようじゃないかというふうになると思うんですよ。

ただ施設を見に行くと、ああ、立派な施設ですねと、それだけじゃ、我々が、私も含めてですけども、日ごろ、私のところは、月曜日と木曜日に燃えるごみの回収に来ます。だけど、その先に、これは、あそこの耳納クリーンステーションで処理してもらって、たった20円の袋いっぱいごみ詰め込んで出して、あとは知らんぷり。悪いですけど、私もそういう感覚あります。

ですから、その辺に、この行く先は、このごみが行く先は、こうやってクリーンステーションで処理をされてるんだから、やっぱり我々もごみを出すことについては、もうちょっと協力せないかん。例えば水分を抜くとか、ごみの量を減らす工夫をすとか、あるいは、あそこの運営に対して、一体、市は幾ら金が——あそこに繰出金として、市が補助金、施設組合に出してるんだろうとか、そういったところまで考えられるような宣伝の方法、広報のあり方というのはあ

ってもいいんじゃないかなと思います。

もうちょっと市が、そうやって今後の15年、市長が打ち出している15年延長に向けての、何というんですかね、非常に難しい言葉なんですけれども、市が努力していることを市民にアピールすることも必要ではないかなと。施設を見てもらうだけが市民にアピールするだけの問題ではないと思うんですね。市の財政からいっても、本当に非常な金がかかっていますし、そういった面で、せめて市民の意識を、もうちょっとその辺あたりまで意識を高めてもらうためにも、広報のあり方というのをもうちょっと研究したらいいんじゃないかなと思います。広報のあり方について、どうですか、延長に向けての今までの経過とか、そういったことも広報するつもりはないですか。その点。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、本当に地元の皆さんの御理解と御支援のもとに10年を過ぎましたが、事故もなく運営をできていますこと、それは、とりもなおさず、うきは市民の皆さんが安心して快適な暮らしができるそのものでございます。大きな存在意義の施設ではないかと、このように思っているところであります。

そういう意味も含めまして、広報うきはのほうに掲載し、ぜひ見学をというふう呼びかけをさせていただいているところでありますが、これも一過性で終わらず、しっかり、重要なうきは市の施設でもありますので、しっかりした広報のあり方については、今後も引き続き検討していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 今言った、私が求めた答弁が返ってきていません。私が言ったのは、広報紙を使って、市長が考えている15年延長の理由、わけですね。それに、市民に理解を求めるということは、僕は、やっぱり最低限必要じゃないかと思うんですよ。何か、全く、さっきも言いましたように、後で質問します水の問題の市長のがんとした信念、揺らぎのない信念から見ると、15年をせっかく打ち出したのに、遅々としてそれが進んでない。遅々としてとまでは言えないかもしれませんが、少しは進んでいるんでしょうけども、何か言えないような気がします。そこは自信を持って、市長、市民にアピールしていいと思うんですがね。どうですか、そこは。そこは信念を貫いてくださいよ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 何度も同じことで恐縮ではありますが、耳納クリーンステーションが重要な施設であることを市民の皆さんに共有していただくための広報活動については、しっかり検討していきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） こういうことは、なるべく言わんどこうと思ったんですけど、今、15年延長に向けた関係区、千代久は、早々と15年中に同意してありますよね。それ以外については、足並みがまだ整ってない。15年でいいじゃないかという区や、5年でなからにゃいかんという区、いろいろあるように聞いております。そこで、同意するかわりに1,000万円ずつという話が出てるやに聞いておりますが、そこはどうですか。びしっと教えてください。そういう具体的な話が、関係区との話し合いの中で出てきているのかどうか。

私は、これは、もし、そういう話を聞いたので、これは、質問のとき言うていいですかと言うたら、言うていいと言われましたから、うそではないと思うんですよ。そういう要求もあるということであると、非常にこれは問題ですよ。いまだかつて、公害は一度も出したことがない。そして、事故も起こしてない、ほとんどですね。カッターの刃が破損するとか、そういうことはちよくちよくあっているみたいですけども。

そういった施設で、じゃあ、15年延長に同意するかわりに1,000万円ずつ。その1,000万円が正当な理由であればいいですよ。だけど、単に迷惑料的な発想であれば、私は間違いと思います。私は、ここで、こんなこと言いよると、後からやれるんですよ。前回やられました。おどしまでは行かなかったけど。あなたが、あげんな質問するけ困るといような意味で、私がやられたという言い方は妥当ではないのかもしれないけれども、そういった抗議を受けました。だから私は、説明しました。

私がそういった発言したのは、まず、施設が立派であること。今まで公害が一度も出てない。それから、市の財政面から考えても、事務的エネルギーから考えても、15年はベストじゃないですか。だから、私は、個人としては、市長のこの案を支持しておりますと。それ以外には何もありませんと言ったら、ほとんど黙って帰られました。

ですので、そういったことが裏で行われ——裏じゃないのかもしれないけど、堂々で行われているということになってくると、非常に、私は、これは問題だと思います。それをやったら、もっともってこれは。逆に、そんなら、改めて千代久もそれを撤回して、15年を認めるから、千代久は一番直近にあるから5,000万円くれと。これは仮の話です、私個人の仮の話ですから、そういったことを言われたことももちろんありません。私が今言っているだけの話で、このことで何か言われたら私が責任持ちますけれども、そういったこともしなきゃならないようになってくるんじゃないですか、状況次第では。

それと、今は、旧吉井町内の八竜、冠、千代久、西屋形、竹重、岩光、あと1つ西屋形、東屋形もあったか。7つですよ。これ以外に、もっと近いところは、田主丸の森部とか石垣があるんですよ。そういうところまで、あの周辺、半径何メートル以内がそげな要求しよると、俺たちもやろうじゃないかということがなきにしもあらずですよ。そういうことになったら大変です

よ、これは。だから、市長に、何事にも信念を貫いておられる市長だから、これもびしっと言っ
てください。びしっと言ってくださいということを言いよる、私は。そんな困った顔をなさらな
いで。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 全ての区の皆さんが同じ条件で御理解を得るべく、一層努力をしてまい
りたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） また同じ答弁ですけども、同じ条件でというのは、15年で
いけるようにというふうに理解していいですか。そこを明言してください。同じ条件というのは、
今後、交渉次第では、やっぱり5年に戻しますとかそういうことじゃなくて、15年、もう一番
ですね、仮に何かあったら一番迷惑を受ける、影響を受ける、千代久が15年でいいじゃないか
と。いろんな意味合いで、市長の案に理解を示して同意の表明をしてくださっている千代久がそ
う言っているんですから。

そうじゃなくて、これが今後ひっくり返る可能性があるということじゃ、やっぱりいかんです
よ。そうであれば、15年ということは、自分の信念で言い出したことだから、私は貫きますと
いうことを明言されていいと思うんです。ただし、言えない理由が、私がここで取り上げること
が、市長が非常に迷惑してあるのかなというふうにもとれます。要らんこつ議会で取り上げんで
くださいと。以下、こういう質問があると地元との交渉がやりにくいということなのか。その辺
もきちっとお示し願いたいと思います。もう一回。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 行政の執行者として、責任あるべく者として信念を持って全ての区の皆
さんに同一条件で理解を得るべく努力してまいりたいと思います。（発言する者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 私語は慎んでください。

○議員（12番 大越 秀男君） 市長が何回も同一条件でということをおっしゃるから、同一条
件ということは15年というふうに私は理解してます。じゃあ、そういうふうに。じゃあ、理解
していいですか。自分の口から15年というふうに、ここで言えないんだったら。同一条件でと
いう意味合いが15年でというふうにおっしゃってるんだと。イコール15。同一条件イコール
15年と理解していいんでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 複数の区と責任をもって交渉している当事者として、全ての区の皆さん
に同一条件で理解を得るべく努力してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 何度お願いしても15年というのは、多分、市長は、ここで倒れられても言わんでしょう。だけど、やっぱり言っときたいのは、15年案は、多くの市民が、市長、あなたを支持してるんですよ。それだけは自信を持ってやってください。よろしいでしょうか。そういうことで、まだまだあるんですけども、次の問題もありますので、3番目の項目に移ります。

上水道事業計画に関する市民アンケートの結果について。

実は、11月1日号の広報が11月1日に来ました、私のところに。うちは、今、連絡員しております。うちに来ました。連絡員の仕事は、ほとんど家内任せで、家内が先に読んだんですね。ええと言って。何、どうしたと言うたら、水問題のアンケートに対する水資源対策室からのお返事。私は、私が議会活動をしていることは、家内と余り話はしてないです。ましてや、一般質問の内容についてまで、一々家内と打ち合わせしたりすることはありません。けども、私が水問題をずっとやっているということは家内も理解してるんです。ただ、その根拠について、何を根拠にして、うちの旦那——主人は、質問しよるとやろうと話したことはないけど、知ってたみたいですね。何、この例え話とは。余り家内のことをここで言うと、帰って怒られるかもしれんですけど。

私も改めて読みました。これから先、議長にお断りしとかにやいかんとですけども、議員というのは、発言の中で無礼な発言をしてはいけないということは議員の心得としてあることは、十分承知しております。ただ、今から使う言葉については、市長個人のことについて言ってるわけじゃなくて、この文章について言います。噴飯者という言葉がありますよね。皆さん、当然、御存じだろうと。噴飯者。早い話が、聞いた話、見た話、読んだ話、余りにもばかばかしくて、食べてた御飯を吹き出すぐらい。噴飯。そんな状態を噴飯と言う。百科事典で引いても、国語辞典で引いても、ちゃんとそんなふう書いてある。あの例え話ですよ。もう、私が読まんでもわかりきったことですけども、11月1日号ですから、これだ。

これを読んで、私も、まさにびっくりしました。なぜ、うきは市は合所ダムと藤波ダムの水を使えないのですか。回答、お返事という表現そのものが僕は余り適切じゃないと。水資源対策室からの回答でよかったんじゃないかなと。お返事というのは、おいと呼びかけられて、はいと。あるいは、手紙を出した人に手紙を渡す。これがお返事ですよ。普通はね。だから、誰がこういっことを考えられたのかわかりませんが、発行そのものは市長の責任で出してあるんですから、あえて言います。

あるグループがお金を出し合って建物をつくりました。建物は誰のものでしょう。その建物はお金を出したグループのもので。合所ダムは、うきは市内にありますが、うきは市は建設にお金を払っておりません。藤波ダムも同様です。云々と、ずっとまだこれ続きます。そういうこと

で、この広報紙を読んだときには、私はびっくりして、そんな例えはないでしょうと。これは、申しわけないけども、まずは1回目の答弁を聞かないかんです。それで、そういうことが頭にあって、今回この質問をいたします。11月1日号の水資源対策室からのお返事の記事は、例え話が不適切であり、撤回か、または、訂正すべきと思うが、どうかということ。

2つ目、11月15日号では、市民感情などは全く考慮せず、また、水道料金負担も軽くなると言っているが、結果的には、市の財政負担が大きくなることではないのか。

3、水源については、地下水利用等の第3の選択肢を考えなければならなくなったのではないのか。第3というのは、あくまでも1と2が、小石原川ダム。私たちが訴えている合所ダムの水、そして第3が、市長は、もう1しかないとおっしゃるかもしれませんがけれども、私たちにとっては、地下水などの第3の選択肢も考えなければならなくなったのではないですかと。

以上、3つ質問をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 上水道計画に関する市民アンケートの結果について、3点の御質問をいただきました。

1つ目が、広報うきはの11月1日号の回答記事についての御質問であります。アンケートの自由記述の中で、市内のダムをなぜ使えないのかといった御意見が多く見られましたので、それらの御意見に対して、わかりやすい例を使って御説明を申し上げるものでございます。御指摘の号に限らず、広報うきはにおきましては、アンケートで寄せられた意見のうち多く見られるものについて、市民の皆様によりわかりやすい形で説明を行っているものでありまして、この11月1日号についても、撤回する考えは持ち合わせておりません。

2つ目が、市の財政負担についての御質問であります。加入者が少なければ、結果的に市の財政負担が大きくなるのではないかと御指摘がありますが、加入者が低い状態が続けば、議員のおっしゃるとおりでございます。広報11月15日号では、小石原川ダム参画による福岡県南広域水道企業団加入により、上水道事業を行うことが、施設整備等にかかる経費を一番低く抑えることができるということを述べたものでございます。言うまでもなく、幾ら初期の経費を抑えても、長期にわたり健全な事業経営を行うためには、加入率を高めることが重要であります。今後、上水道に対する市民の皆様の理解を深め、結果的に加入率が高くなるよう、対応を図ってまいります。

3つ目が、上水道の水源についての御質問であります。うきは市は、既に小石原川ダムに参画しておりますので、上水道の水源については、他の選択肢はないと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） さっき、言葉としては、余り適切ではないと私も思っております。だけど、それぐらい——噴飯者という言葉なんですけど、それぐらい、この広報については、事の本質を全く、故意かどうか知りませんが、本質に触れないまま市民に市長の考えだけ、というか、行政の考えだけを広報している。これは、ヒトラーのあの政策というか、いったことから言われるように、まさにこれは政治的意図を持ったプロパガンダですよ。と私は、思います。本質に触れないままというか、覆い隠したまま、こういったことを書かれて、市民は、ほとんどの市民は何も知らないわけですから。ああ、そうかと、うきは市は、水利権はないのかと。例え話として書いてあるのは、まるでわけのわからない子供がだだをこねるみたいに、何とかちゃんのあれが欲しいと言っているみたいな例え話でしょう、これは。そうじゃないですか。これ読んだだけでは、市民はそういうふうに思います、この文面からは。だから、私はいかんとはいよる。

覚書を否定していいとは言いませんけれども、市長の信念というか、行政の経験、あるいはそういうことから、覚書については、私はこういうふうに理解しておりますというふうに訴えた上でのこれだったらいいですよ。だけど、それに触れないまま、誰か建てた、共同のアパートじゃないけれども、住宅でもいいですけど、それに3人の人がお金を出して建てて、住んでいると。俺もかてると、後から言い出したような例え話でしょう、これは。金も出してないやつが。私も入れろと、住まわしてくれと。金は出すけどと幾ら言うても、もうスペースはないですよ。そういうふうに置きかえても、これはいいですよ。この文章、そうなりますよ。それを言ってるんです、私は。

だから、覚書云々は、当然もちろん、私は、しつこいようだけど、合所ダムの水、あきらめていません。あきらめていません。だって、最初の江藤議員からも質問があったとおり、これはいろんな経緯があって、あの覚書というのはできたんです。市長は、水利権を持ってから、そして貸してあるんだったらわかる話だけれど。配分をもって、あの文書の中の配分で水利権があるとは言えませんということを答弁されたと思いますし、今までもずっとそうだった。私もそう思いますよ。あの文書をもって水利権が——何回も言っているように、水利権があると私も思っておりません。だけど、将来、うきは市が、旧浮羽郡が水を使うときには、これをお返ししましょうと、福岡地区水道企業団も認めて、企業団の議会で可決して、当然、覚書をつくったときには、県も、それから企業団、それから旧浮羽郡3町も、それを納得した上でつくった覚書じゃないですか。

だから、これは、覚書のことについては詳しい方に、大体、覚書って何ですかと聞いたんです。覚書とは、例えば行政とか、そういったところが、事業を前に進めていくために、必要なときにつくっていくのが覚書です。つまり、あの覚書があったからこそ、もちろん旧浮羽郡は、その水

は、その時点では、まだ計画がなかったから使えませんでしたけれども、福岡地区水道企業団も福岡県南広域水道企業団も今、水が使えるんじゃないですか。あの覚書のおかげですよ。もちろんあつちは正式に利水者として負担金も払い、そういった意味で水利権を持っているから。だけど、将来的には、浮羽郡が必要なときには、当然、清算もその時点で、双方が不利益にならないように清算もしますということをびしっと書いてある。

そして、今度は大山ダムに参画しなかったから、その時点で覚書の効力は消えたと言市長はおっしゃいます。だけど、そもそも県が大山ダムに浮羽郡も参加しませんかと言うたこと自体がおかしな話ですよ。そんなことはないんだから。あれ、県がそういった働きかけ等をしたことが間違いだ。そして、それを断ったときに、当然、浮羽郡は心配しました。これを断ったら——大山ダム参画を断ったら、覚書がほごになるんじゃないだろうかということ、平成14年4月15日に県の職員に聞いてますよ。

ここにありますね。浮羽郡、9,200トンについては、平成7年12月20日に、浮羽郡3町長と福岡地区水道企業団との協議が持たれ、大山ダムまでに浮羽郡の上水道を整備することは困難であるとされ、引き続き、福岡地区水道企業団が使用するという合意をしてますね、ここで。だけど、そのときに、浮羽郡は、大山ダムに参画すると覚書の効力が、これがほごになるっちゃんないやろうかということ、心配して聞いてますね。

しかし、その平成7年の合意があるので、覚書の効力は大山ダムでは切れないと理解してます。ちゃんと交渉に出てきた福岡地区水道企業団と福岡県の水道整備室水資源対策局の方がおっしゃってるんです。だから、この事実を、結果的にできるできないを論じてるのではなくて、こういう事実を、悪く言えば隠したままこういった広報をやられると、市民は、市が出した広報は全部正しいと思ってますから。逆に言うと、その逆手をとって市長が、言い方悪いけど、こういった広報をあえて出したのかなというふうにもとれますよ。だから、私は、せめて全部撤回せんでも、一部不適切な表現がありましたぐらいは訂正してもいいと思いますが、いかがですか。これは不適切です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 覚書等のいきさつについては、以前、広報うきはで何回か分けてシリーズで市民の皆さんにはしっかり、私どもの考えている思いをずっと伝えて今日まで来ておりましたし、昨年8月31日は、シンポジウムという形で私の口からきちっと皆さん方にも御説明して、いろんな機会を捉え、もっと言いますと、158名の区長さんにも、それぞれの校区ごとに分かれて、説明会も開いて、ずっと説明を続けてきた中で今回の記述になったわけですので、意図して、そのところを隠してるとか、そういうものは指摘に当たらないんじゃないかと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） もう時間が足りなくなってきました。

市長は、来年7月に市長選挙ですよ。前回、最初に出られたときに、3年半まではならんですけど、7月に。私たちは非常に期待しましたよ。合所ダムの水を守る会からこういう文書も出ました。市長は、ごらんになったかどうか分からない。市長がかわれば水問題は解決する。今、まさにその市長がかわろうとしています。市民と同じ目線に立つ人、誠実に市民と向き合う人、公正・公平を理念とする人というふうに、高木典雄さんを評価している。私も大いに期待しました。

ちょうどこの集会のときに、市長が選挙前でしたから挨拶に来られましたね。そのときは市長じゃないですけど。ところが水問題に一言も触れなかった。ということは、市長は、みんながこうやって担おうとしているけど、俺は、水問題やら、はなからする気はないよというふうに、そのときから思っておったんですか。後から事情があって、これはまずいということ。だけど、最初から全く水問題には挨拶の中で触れなかったの、これはちょっとおかしいんじゃないかなと思いましたが、案の定こういうことになりました。最初から、これはだめという、水問題などさらさらやる気はないというふうに市長が思ってたのかどうか。その辺を確認して、きょうのところは終わりたいと思います。きょうのところは。どうぞ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 大変僭越でございますが、つい先日からも議員全員と勉強会、特別委員会の前身でございますが、今の問題も含めて、皆さん方に、わからないところはみんなさらけ出しながら、全て情報を共有というか、認識を共有するということで、我々も必死に説明してたつもりだったんですが、この時点で、こういう場で、また、そういう御指摘をいただくというのは、私自身としては、私の説明さが足りないのかなということで非常に反省をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 最後になります。市長は、合所の水を求める市民の会——団体から出された2万984でしたかね。あの署名について、非常に重く受けとめておりますということをおっしゃったのは、私は忘れません。その重さをしっかり胸に刻み込んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、12番、大越秀男議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。3時30分より再開します。

午後3時16分休憩

午後 3 時 30 分再開

○議長（岩佐 達郎君） 一般質問を再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許可します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 議長の許可をいただきましたので、広報うきは11月1日号の上水道事業アンケート結果の報告の記事と、決算審査で指摘した行政改善及び平成28年度予算編成の2点について、高木市長に質問をいたします。

平成27年7月に実施しました上水道に関するアンケート調査は、市内全域で回答数は半分以下、回答率が50%を割り込む予想外の結果となり、小石原川ダムを水源に進める上水道事業に対する批判とも受け取れる結果でもありました。このアンケート調査の結果が、広報うきは11月1日号に掲載されましたが、その内容は、市民に対し、小石原川ダムの水源を無理やり理解させるため及び水道事業の正当性を強調するために、随所に数字の魔術を使ってあります。そこで、一括して次の6項目について質問いたします。

1つ、広報うきは11月1日号に、アンケート調査の結果が掲載されましたが、この原稿の執筆は総務課広報係、もしくは、水資源対策室のいずれが執筆されたのか答弁をお願いします。

2番目に、水質の実態について、不安、多少不安との回答は全体の21%にすぎないのに、上水道の必要性を強調するために、意図的に過大に表示したのでありませんか。

3番目に、意見に対する回答記事では、随所に事実を歪曲したような文章を掲載していますが、市民を愚弄し、事実をごまかしているのではないのでしょうか。

4番目に、市長は、アンケートの結果で二転三転はしないと答弁されてありますが、あくまでも小石原川ダムでの上水道事業を遂行する意図があるのかどうか。

そして、5番目に、小石原川ダムの配分水量は5,740立方メートル、これ、日量でありますけれども、上水道加入は全世帯の3.4%にすぎない。福岡県南広域水道企業団の受水費は1世帯当たり幾らになるのか。

6番目に、福岡県南広域水道企業団に加入しても、水道接続が少なくでは企業経営が成立しませんが、市の財政が破綻した場合、その責任誰が負うのか。

以上、6項目について高木市長の答弁をお願いいたします。

なお、一般質問は、市長の答弁を含んで60分と限られてありますので、高木市長の簡潔、そして明瞭な答弁をいただき、その後一问一答で質問を続けたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、広報うきは11月1日号の上水道事業アンケート結果の報告

記事について6点御質問をいただきました。

1点目が、原稿担当部署についての御質問であります。上水道事業に関するアンケートにつきましては、市民の皆様より5,000通を超える回答をいただき、結果を水資源対策室のほうで報告書にまとめ、先般、議員の皆様にもお配りをさせていただいたところであります。広報うきはの記事は、報告書の内容をもとに、水資源対策室のほうで作成をしております。

2点目が、意図的に過大に表示したのかについての御指摘でございますが、議員が過大表現であると御指摘される部分は、問7についてであると認識をしております。問7については、問6において、特定の選択肢に回答いただいた方のみ限定して回答いただく質問となっており、アンケート手法上、分岐質問や枝分かれ質問と呼ばれるものであります。このようなアンケート形式は、特定の問題を詳しく分析するために一般的に用いられるものでございます。今回のアンケートで問7を設定したのは、うきは市における地下水の水質にかかわる具体的な問題点を把握し、今後の水資源管理に生かしていくことを目的としたものであります。

3点目が、広報うきはにおける回答記事の内容についての御質問であります。回答記事につきましては、多数寄せられました御質問に対して、わかりやすい例を使って御説明をしたものであります。記事の内容につきましては、当然のことながら、事実に基づいて記述をさせていただいております。

4番目が、あくまで小石原川ダムでの上水道事業を遂行するのかについての御質問であります。議員御指摘のとおり、私はこれまでアンケートの結果で上水道事業が二転三転することはなく、上水道は必要である。ただし、アンケートの結果によっては、上水道事業のスピード感が違ってくと申し上げてきております。小石原川ダム参画は既に決定しているものであり、小石原川ダムを水源として上水道事業を進める気持ちに変わりはありません。

5点目が、福岡県南広域水道企業団からの受水費についての御質問でございます。議員御指摘の上水道加入率が3.4%であるという数字は、問9で、1番の「上水道に加入する」と回答した方を、うきは市内の全世帯の数で割られた数字ではないかと推測をいたしますが、全世帯数で割ることは、アンケートの分析上、適切ではございません。以上のことから、議員からの加入率3.4%の場合の福岡県南広域水道企業団に支払う受水費は、1世帯幾らになるのかというお尋ねに対しては、お答えすることができません。

6点目が、上水道の経営に関する御質問であります。言うまでもなく、市の財政が破綻するようなことがあってはなりません。御存じのとおり、平成21年4月より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率、5つの指標をもって、地方公共団体の財政状況を評価する制度が定められました。地方公共団体が上水道事業を経営する場合は、特別会計となりますので、先に申し

上げた5つの指標のうち、実質赤字比率を除く4つの指標において、毎年度、審査がなされることとなります。将来にわたり責任ある上水道事業を行うためにも、健全な経営を目指し、対応を図るものであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、問7で、今、回答をいただきましたけれども、確かに問6では、そのように設問されてありますけれども、それだけで割っていきますと、非常に高くなりますよ、率が。例えば古井戸で不安というのが、この表に出てありますように49.94%ということですから、これだけを市民が見たら、約半分は古井戸で不安という回答が出ているということになりますよ。じゃあ、この49.94%ですね、49.9%になってありますが、これは、分母はどれを使ったのかということですよ。下に書いてあります1,114で割っていきますと、このような数字にはなりませんけども、なぜいろいろ違うわけですか。この辺は、929件で割っていったら、そのように、たまに濁りがある、165通というのは17.76%になりますから、そこに書いてる17.8%で結構ですけども、これが1,114で割っていきますと、これは14.8%しかならないんですよ。何でこんな意図的に過大表示をやっているのかということなんですよ。

そして、1,129件ですね、本当は回答があっているわけなんですよ。ただ、不明とかそういうものを省きますと、省いてありまして1,129件であるわけ。これを加えますと、1,313件の回答がなされているわけですよ。いろいろ割り方が違ってありますが、なぜそういうことを行ったのかですよ。これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） ただいまの御質問でございますが、まず、Nイコール1,114、この1,114通というのがございます。これは、たまに濁りがある165通からずっと足していった合計でございますが、その中で、不明、無回答というものが184通ございまして、この1,114通から引きましたもの、184通を引いたものが930通ございまして、この930通で、ふだんは困らないが古井戸で不安464を割りますと49.9%という形になります。

また、広報ではございませんが、議員にお配りした小冊子でいきますと、先ほど1,129になるというようなお答えでございましたけれども、これは複数回答でございますので、1人が1個ずつ丸をつけたわけではございませんので、その関係から1,129となっておりますのでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 広報うきはの11月1日号の6ページに、この数字が出ているわけですよ。グラフも出てあります。ふだんは困らないが古井戸で不安というのが464通なんですよ。これを49.9%ということに出してありますけれども、全部で、そこに出てありますように、464通の方が、古井戸で困っているということです。だから、このものを各校区で見っていきますと、例えば千年校区で84世帯ですね。それから、吉井校区で83世帯、回答した人がですよ。福富校区で36世帯、江南校区で45世帯ですから、旧吉井町では、古井戸で不安というのは248世帯が回答していることになりますよ。浮羽町のほうも同じこと。山春校区が40、大石校区が46、御幸校区が104、妹川校区が3、そして姫治校区が2、小塩校区が6で、合わせて201。

だから、回答した5,200でいきますと、わずかに8.4%程度が古井戸で困っているというのを、皆さん方は、49.9%が古井戸で困ってるんだ。このような市民を愚弄するような数字を用いている。したがって、これが許せないわけでありまして。うその記事をそのように書いてもらったら、どうにもならないということになるわけですよ。

先ほど12番議員からこの記事の訂正の申し出がありました。訂正するつもりはありませんということですが、このような虚偽の文書をつくるということは、刑法第156条に違反することになりますよ。したがって、私は、第1問で、この文章は誰がつくったんですかということをお尋ねしたわけです。これがはっきりしないことには、刑法として告発ができないということになってありますからね。あくまでも、これは地方公務員が虚偽の文書をつくったということになりますよ。訂正しないということになったら、それはそのように措置をさせていただかなきゃなりません。

ここに刑法を持ってきておりますが、刑法の第156条で、虚偽公文書作成罪というのがあるわけなので。「公務員が、その職務に関し、行使の目的をもって、虚偽の文書若しくは図画をつくり、又は文書、若しくは図画を変造したときは、印章、署名の有無を区別して、前2条の例による」ということは刑法で決められてあるわけです。その詳しい説明がありますが、虚偽公文書作成罪は、公務員がその職務に関し、行使の目的で内容の虚偽な文書、図画を作成し、あるいは文書、図画の内容を虚偽のものに変更することにより成立しますということが決められてあるわけです、刑法第156条ですが。

したがって、こういうのが虚偽の文書になる。あと、この11月1日号の文書の中でも、それがいっぱい出てくるわけですよ。例えばこの11月1日号の文書の中に、これは、先ほど12番議員からも質問がありましたが、建物に例えて出しているわけ。うきは市は、建設にお金を払っていません。ダムは、建設にお金を払ったグループのものです。そんなことないでしょう。あ

のダムは農水省のダムですよ。ダムは、お金を払った福岡県南広域水道企業団、あるいは福岡地区水道企業団のものじゃありませんよ。何でこういうその記事を書いているんですか。だから、これを立証するために、議長の許可を得て、皆さん方の前に7項目の書類を差し上げてあります。これは全て公文書請求によっていただいたものであります。そして、こういうことも書いてありますよ。うきは市は当時、合所ダムの建設に当たり、上水道の必要性を認めていなかったと。認めてるからこそ陳情書を出しているんでしょう。これ、47年の陳情書ですよ。47年といえば、市長が満20歳のときの陳情書ですよ。あなたが学生のときの陳情書です。

こういう先人の努力を無にするような広報記事を出すということが許せない行為なんですよ。その陳情書、まずはぐっていただきますと、上水道事業に関する陳情書。耳納山麓総合土地改良事業が国営事業として昭和47年度に採択されましたことは、県当局の御尽力のたまものでありまして、深く感謝申し上げます。その裏側、はぐっていただきますと、マーカーでチェックしてありますよ。皆さん方が見落とさないように、わざとチェックしてきました。浮羽郡3町が将来必要とするまで、福岡市が使用され、上水道地元負担金を福岡市で立てかえていただくことについて、知事にあっせんしてくださいとお願いしたんですよ。これをもって当時の亀井知事は、いっぱい努力してありますよ。

ここに福岡県の合所ダムに関する資料があります。これ全部、情報公開によって取得した書類でありますけどね。いわゆる合所ダムは農水省のダムでありますから、つまり、上水道をお願いするのも、当時の農林大臣に亀井知事からお願い状を出してるんですよ。どんなお願いかというところ、このように、46年10月6日付で、当時の農林大臣、赤城宗徳殿ということで、亀井知事が、久留米、吉井町、田主丸及び浮羽町と協議を重ねた結果、ぜひ、ダムを上水道用水の目的で変更していただくようお願いいたしますというお願い文書ですよ。このときから、もう既に、浮羽郡3町は、どうせ将来は合所ダムで水を確保しなきゃならんということですね。

そして、このかいがありまして、合所ダムは変更になったんですよ。もう少し堤防は低かったんですよ。ところが堤防を上げたために、134メートルに堤防を上げましたので、あそこを通過していただいたらわかるように、一遍坂になって今度下がってるんですよ。あれ、下がってるのは、上水道を確保する前の堤防の結果だったんです。

このように、上水道配分が47年5月14日に決まったんですよ。これは、いわゆる配分が決まっただけですよ。上水道の、合所ダムの水の配分が決まっただけ。だから、今、小石原川で、うきはに5,740トンという配水があっても、それと同じ。まだ何も水利権もないんですよ。ダムできてないんですから。それを水利権がないとかね、ないのは当たり前ですよ、まだダムができてないんですから。なぜこんな数字が出てくるかというと、いわゆる負担金を負担してもらわなきゃならんからですよ。ダムを建設するためには、負担金を負担してもらわなきゃならない。

合所ダムには、うきは市は幾ら負担してありますか。金額を教えてください。合所ダムの建設に対する、うきは市の負担金額。うきは市で結構です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 事前に通告いただければ調べてきてたんですけども、今、手元では、資料がございませんので、また後で調査をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 農水省がつくったダムでありますよ、総事業費は270億7,401万2,875円でありますよ。これ、全部の合所ダムの総事業費ですよ。これは完成して、ここに成果表があります。つまり、会計検査院の検査を受けなきゃなりませんから、きちっとしたダムの計算をした資料がありますけれども、この46年当時は、こんな金額じゃなかったんですよ。つまり、うきは市も、これに、9,200トン分の負担金を納めなきゃならんけれども、納めてないんですよ。浮羽郡3町が、当時、財政的に困るから、困っているから、ぜひ、この水を福岡市で使っていただいて、そして、その分、立てかえてほしいというお願い出したんですからですよ。

だから、一番困ったのが県なんです。県が割り当てたんですよ。農水省から各市町の水の配分をお願いしますという文書が来たから。したがって、その文書を県が内容を検討しまして、そして、こういう配量でいきますというのが当時の文書です。

ここに、きょう7番議員からも質問がありましたかね。大江さんというのが決裁をしているわけですよ。これ、46年5月8日の決裁ですけどね、ここにちゃんと配分が書いているわけですよ。見てください。浮羽郡3町分、0.326ということで、きちっと配分してあるわけですよ。だから、負担金出さなきゃならんかったんですよ、3億6,000万円。それが出せないものですよ。だから、ぜひ、水を使っていただいて、そして、浮羽郡が要るまで、その水を使っていただいて、負担金を立てかえてくださいというお願いやっただですよ。だから、その陳情書をもって県がいろいろ努力しているわけです。この大江さんというのが、もちろん当時の県の、当時は水資源対策とかそんななかったもんですから、衛生部ということである。

いろいろやって、覚書というのができた。次に覚書をつけております。皆さん方の手元にね。この中で、この覚書を見ていただくとわかりますように、4番目に、本覚書は、福岡地区水道企業団議会が承認したときに成立するということが書いてあるわけです。だから、この覚書だけでは成立しないんですよ。だから、福岡地区水道企業団議会が開かれないことには、この水の使用が認められない。幾ら県が言ってもですよ。したがって、その次に、証拠資料として、福岡地区水道企業団の議会の議事録をつけております。

平成50年7月5日に覚書ができましたから、それからいろいろと県が折衝をして、そして、

10月27日に開会された福岡地区水道企業団議会の会議録の中に、きちっとこのことが書いてありますよ。それは、今、皆さん方、見ていただいておりますが、3ページの中ほどにチェックを入れております。このように、「浮羽郡吉井、田主丸、浮羽の3町に配分されております1日最大9,200 m³の水道用水を、次期水源が開発されるまでの間、もしくは概ね10年間、当企業団が使用することについて、設置条例の一部改正と予算の補正をお願いするものであります」と、これ、企業長が説明しているわけ。

だから、これが可決されましたから、その最後のほうに、原案可決ということで可決書も入れております。理由が書いてあるわけ。「この条例案を提出したのは、浮羽郡3町（吉井町、田主丸町、浮羽町）に配分された水を当企業団が取水することに伴い供給水量を改める必要があるによる」ということで、この議会にかかったんですよ。そのためには、農水省に連絡をしなきゃならんわけ。浮羽3町にも配分をしとったから、浮羽3町から負担金を徴収しなきゃならない。

このように覚書ができたものですから、浮羽3町の分は、福岡地区水道企業団が出すことになるわけですね。だから、これが、亀井知事から九州農政局長、野崎博之に、当時の局長に宛てた公文書なんですよ。ここに、合所ダムにかかわる水道用水の利水者につきましては、下記のとおりでありますので、よろしく願いいたします。なお、浮羽郡3町につきましては、当面の水道用水の受給関係から、当分の間、緊急性の高い福岡地区水道企業団が3町にかわって使用することで両者の話し合いがついておりますので、このことは事情やむを得ないものと思料いたします。したがって、負担金については、福岡地区水道企業団からとってくださいとお願い状ですよ。ちゃんとこれには覚書もついているわけです。このようにして、農政局が認めて、そして、合所ダムの負担金というのが、土地改良区と、それから福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団に割り当てられて、その負担金の徴収はなされたわけでありましてよ。

それ、いつかという、これは負担金の徴収が——協定が結ばれたのは、51年5月26日のことなんですよ。これちゃんと判こも押してありますよ。この中に、この当時は、合所ダムの建設費は62億8,300万円であったわけですよ。この62億8,300万円、これ、昭和48年度単価によるということになるんです。甲というのは、うきは市を含めた土地改良区が負担するのが60.2%。3億7,823万7,000円が、うきは、久留米を含んだ土地改良区の負担金であるわけで。それから、乙というのが、福岡県南広域水道企業団、12.64%ですから7,941万7,000円。それから丙というのが福岡地区水道企業団ですが1億7,064万6,000円。耳納山麓土地改良区と福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団、合わせて62億8,300万円というのが決まったわけですよ。これで、浮羽郡の3町分の負担金は福岡が立てかえていただいたわけですよ。

それを持ってきて、金は出してない。じゃあ、うきはは幾ら出しているかという、私、調べ

ましたので、その数字を申し上げますと、うきは市が合所ダムに出している金は、まだ、今、払ってますよ。払ってますけども、1次分が、うきは市が負担する金が29億6,602万1,581円ですよ。それから、2次事業分が、もう一次は終わったからですね。2次事業分が8億6,064万9,849円。それから、3次分が6億98万2,912円。これが受益者の負担金ということでありますよ。だから、金払ってない、金払ってますよ。うきは市は、合所ダムに、建設費の中で、うきは市として44億3,665万4,342円払わなきゃならんわけです。これに農家の分が加わるわけですよ。農家の分が14億1,906万5,791円。合わせますと、うきは市と、それからうきは市民で、農家の方々で58億5,572万133円払ってるんですよ。こんな、払ってありません、全く権利がありません、そんなことじゃありませんよ。ちゃんと合所ダムの分としても、うきは市は払ってるんですよ。

何でこんなね、うきは市は払ってませんというような記事が出せるんですか。だから、皆さん方が、ぜひ、その証拠を知りたいだろうと思って、これは、議長の許可を得て、3日前に許可をもらってつくった資料です。何しろ47年ですからね。この中にいらっしゃる課長さん方も、とてもまだ二十歳そこそこだったと思いますけれども、内容をよく吟味してくださいよ。合所ダムの水をもらうとももらわないじゃなくて、誤った報道をやってもらっては困るということなんです。事実に基づいて、そして、書類はつくってもらわなきゃなりませんけれどもですよ。

それじゃ、次の質問に参りますけれども。（「回答、もういいですか」と呼ぶ者あり）はい。回答、何かありましたら回答してください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、広報うきは11月1日号で、大きく2点の再質問をいただいたかと思えます。

あくまでも問7というのは、問6からの枝分かれ質問であります。そんなに難しく考えないで、問6で、特に検査の結果が飲料不適正のため不安という方が118通いました。そして、検査をしていないのに多少不安という方が996通いましたので、この方に枝分かれ質問をして、じゃあ、何で不安なんですかということ聞いて、パーセントを出しただけで、何も難しく考える必要はないと、このように思います。

そして、2点目が、水資源対策室からの回答書の中でございますが、今、議員のほうから、陳情書を初め、細かな資料もいただきました。基本的に、御理解、もういただいているものと思ってるんですが、水利権の前段階でダムの共有持ち分としての利水権をとらなくてはいけない。そのためには、お金を負担しなくてはだめなんですね。そこのお金を負担してないということをずっと申し上げております。

今、議員の御指摘は、あくまでも農業用水で、うきは市は負担しております。私が通告いただ

いていれば、きちんと円単位まで御説明するとこだったんですが、その持ち合わせがなかったものでお答えすることができませんでしたが、議員の御指摘のとおり、1次、2次、3次でかなりの金額をうきは市が負担をしておりますが、それはあくまでも農業用水でありまして、この問題は上水道の話で、こういうふうに返事をさせていただいてますから、上水道の利水権としてのお金は1円も払ってませんから、利水権はありません。したがって、水利権までつながりませんよということを再三申し上げているところを御理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 私どもは、水利権まで何だかんだと言っておるわけではありませんよ。水利権まで獲得しなかった理由を申し上げているわけ。こういうことでお金を、負担金を出さず、福岡地区水道企業団に立てかえてもらったんですよということです。

じゃあ、あとの利水権について質問をいたしますけれども、この資料の中に、福岡市議会の次の資料に、平成6年1月7日の福岡県企画振興部長の文書がついております。これは覚書の中にありますように、次期水源が開発されるまで、福岡地区水道企業団が使いますということになってありますから、これ、福岡地区水道企業団と県の条件だったんですよ。大山ダムができれば、当然、浮羽郡3町に9,200トン返さなきゃならんから、大山ダムの配分の際には、それを加えて配分してくださいというお願いが出ったんですよ。だから、ここに書いてありますように、配分量は、小郡市、1,500トンです。浮羽3町分が9,200トンです。合わせて1万700立方メートル、1日分ですね。これを返さなきゃならんから、福岡地区水道企業団に配分したんですよ。

きょう午前中の江藤議員の質問に対して、大山ダムには利水権がありません。加入してません。加入せんでいいわけですよ。これは、福岡県と福岡地区水道企業団の約束事で、次期水源が開発されたら、当然、浮羽郡3町に9,200トン返さなきゃならんから、その水は、大山ダムで手当てしますという約束のもとに、こういう文書ができたんですよ。これは、1万700になってますが、小郡もありますから、小郡、1,500トン、それから、浮羽が9,200トンですから、合わせて、その分を上乗せしてるんですよ。だから、何も、この広報うきはに書いているように、とても余っている水はありませんから、返す水はありませんとか。とんでもないことです。ちゃんと県は、手当てしたんですよ。返さなきゃならない。というのが、覚書の中に書いているわけですよ。

先ほど、覚書、確認書を見ていただいたと思いますが、確認書の中に、福岡地区水道企業団が2万8000、合所ダム持ってます、水利権をですよ。その中から振りかえてお返ししますというのが、その確認書ですよ。50年7月5日の確認書。それがあから、県は、当然、次期水源の大山ダムが完成したら返さなきゃならんから、この分は上乗せして配分してるわけ。返すため

にですよ。いやそうじゃないですよ。そして、いや、あなた、頭ふっているが、あなたがね、助役になったのは、この平成6年ですよ。浮羽町の助役になった。平成6年5月でしょう。覚えてますよ。

だから、あなたがこのことを知っとるわけですよ。だから、そんなにいかんだったら、何で浮羽町長に、これ、はっきりしないとだめですよと助言しなかったんですか。それをしていないから、7年12月20日、さっき12番議員からありましたように、浮羽郡3町長と福岡地区水道企業団、それから、県で、県庁で会議してるんですよ。これが、平成7年12月20日。このまま引き続き福岡地区水道企業団が使用しますという合意があるじゃないですか。

はい、答弁。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私は、平成6年に当時の浮羽町の助役に就任をしましたが、平成6年1月7日は、まだ助役ではありませんでした。

今、議員がお示ししてます平成6年1月7日の、この都市用水の配分については、これ、大山ダムの都市用水のトータルを指してるんですね。たしかこの内訳があるはずなんですけど、私が手持ちにないもので、結局、江藤議員の質問のほうにも、私、申しあげましたように、私たちは——旧浮羽郡3町は、小石原川ダムに、あるいは江川、寺内に利水権を持ってませんでした。共有持ち分として。したがって、手法的には、大山で、県が配分するから、大山で利水権をとってくれと、共有持ち分をとってくれと、そして、お互い、法律に基づいて転換をしましょうと、そういう構図であります。

そういう中で、我々浮羽郡3町は、まだ上水道の計画性がないということで、そこで、あの覚書が期限切れになったと。ここはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 私は、この平成6年1月にあなたが助役就任したとは申し上げてありませんよ。6年度にね。（「失礼しました」と呼ぶ者あり）私は、何もね、1月6日を指してね、このとき、あなた、助役。ところが、平成7年12月20日の県で会議があったときは、あなたおったんですよ。まして、建設省から出向して来てるならね、専門的になぜアドバイスしなかったんですか。きちっとやってないと大変なことになりますよというのをですよ。それをアドバイスせんもんですから、浮羽郡3町長と福岡地区水道企業団、県まで一緒になって、このまま延長するということが決まったやないですか。これ、14年4月15日の、浮羽の課長文書の復命書があるでしょうが。弥吉という課長と、それから楠原利春という2人が会議に出席してるんですよ。そして、吉井からは、前の市長の、怡土、この方が衛生課長か何かしとって、この会議に参加してるんですよ。そして、今おっしゃってる。合所ダムにかたんなさいと、そんな文書

ありませんよ。私は、何遍も県に情報公開の開示を求めたけど、そのような文書はありません。

それから、うきはに指導したということですが、その指導の結果の回答書がありますかと。回答もありません。来てありませんと。何遍出しても同じ回答しか、公文書がありませんということですが、何を根拠にです。県からかたれとかね、上水道事業をこせと言ってきた。それも全くうそじゃないですか。うそじゃなかったら、その書類を出してください。あなたたちが持っているんだったら。持ってないでしょうが。県が持ってないと言うんですから。あなたたちが持ってたら、それは隠してることになりますよ。そんな公文書を隠したりせずに、あるんだったら出してくださいよ。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私どもが保有している公文書で公開してないものはないと、このように承知をしております。

我々は、今までこれだけ大きな問題になってますので、先人にもいろいろ聞き取りをして、責任をもって、ああやって答弁をさせていただいております。そして、私の承知しているところによりますと、平成7年、8年あたりは、大山ダム後の、この覚書の問題に対して、ぜひ、覚書の更新といいますか、覚書の効力を延長するということで、かなり更新で、当時、大石県議も動いて、いろいろ動かされたけれども、なかなかそれが相成らなかつた、そういうふうにお聞きしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それじゃ、次の文書に参りますがね、これは、平成15年の上水道に対する考え方という文書に対しての情報公開の開示資料でございます。皆さん方が今まで持っている書類は、平成15年11月18日になっていたはずですよ。これは、その文書をつくったときからの文書ですよ。上、見てください。平成15年8月18日に起案してるんですよ。そして、この中に書いてありますように、起案の趣旨と表記の件については、浮羽郡町長会に対し、福岡地区水道企業団としての考え方を会議資料として示してよいか伺うもの。その後に括弧して、事前に福岡県に送付することを事前打ち合わせで確認済みとしてあるんですよ。ちゃんとこの文書は、県にも確認してつくられた文書でありますよ。

だから、その本文をつけてありますが、これが本当の文書です。一番上、見てください。平成15年9月になってますよ。皆さん方が持っている文書は、平成15年11月18日になっていないはずですよ。これが最初の文書です。そこで、この文書が出てありますように、これ、全く、15年11月18日の文書と全く変わってありませんがね。確認書の中に書いてあるでしょう。返還された場合、浮羽郡3町は、合所ダム地点から取水する意味である。確認書にそう書いてあるからですよ。そして、借用水の返還ということで、福岡地区水道企業団としては、次期水源で

ある大山ダムから借用水分を返還したいと考えているということまで書いてある。市長の言うことと全く違う。大山にね、かたってほしい。そんなことはないですよ。これ、15年の文書ですよ。福岡地区水道企業団の考え方なんです。これが何でメモとかね、これは無効だとか言えますか。公文書で、これは、福岡地区水道企業団の企業長が決裁した文書ですよ。15年ですからですよ。これが本当の福岡地区水道企業団にあります借用水の考え方の公文書なんです。公文書の開示請求をやっていただいた資料ですからですよ。

時間があともう少しになりましたが、先ほど市長は、上水道事業は赤字になることはありませんというようなことをおっしゃいましたけれども、私どもが一番心配するのは、加入者が少ないということですから、やっていけるかどうかということなんです。皆さん方、加入者をふやす方法はどうするんですか。

けさ、7番議員からも質問が出ました。五庄屋の話。あの5人の庄屋は、飢饉で苦しんでいる農民を救済するために、あの大石堰をつくって、それを水引いて、この筑後平野の美田をこしらえたんですよ。ところが、今もって350年経過してありますけど、その恩恵はですよ、あの長野水神社ができて、私ども小学生のころは学校から並んで、一番前に校旗を掲揚して、そして、隊列つくって参拝に行っとったんですよ。戦後は、政教分離ということで、もうそういうことはできなくなってありますから行っておりませんが、そういう、いわゆる小学生時代から、つまり、水の神様だと慕われておったんですよ。

ところが、市長のやろうとしてることは何ですか。うきは市民をどん底に落とし込むような施策を今もって続けようということですが、じゃあ、赤字が出た場合、それは、市長は、筑紫のほうにまだ家も持ってあるということですから、市長をやめられたら向こうに行ってしまうかもわかりません。ところが、議員の皆さん方は、このまま、うきはの地に残らなきゃなりませんよ。職員の皆さん方も同じですよ。とにかく、うきは市の財政を破綻させないようなことをしっかり考えなきゃならんと思いますよ。

私どもは、水資源対策、これは、何も上水道を推進する対策特別委員会じゃありませんよ。問題は、そういうことがないように、場合によっては、小石原川ダムから撤退して、あるいは、人口が5,000人未満の簡易水道に切りかえなきゃならんかもわからんわけですよ。ところがやっぱり水道は必要ですよ。上水道して、そして消火栓を設置しないことには、消防団員の確保もだんだん困ってきますよ。人口が減ってくるんですから。したがって、ぜひ、上水道は設置推進しなきゃなりませんけれども、このような財政が破綻するような計画には、私どもは参加できません。これは、孫子の代まで批判されるような、そういう悪徳の事業には、私どもは参加できないということは申し上げておきます。

そこで、何かコメントがありましたら、市長の答弁をお願いして、次に移りたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから御指摘いただいている件については、私どもは特別委員会の中で再三にわたって御説明をしてきた中であります。こうしてまた改めて、今議会でこういう御指摘を受けるということは、本当に私としては説明責任が果たせてなかったのかなと非常に残念に思っているところであります。

今、議員が最後に申し上げられました経営的な視点での対応策どうするのかという話については、次期特別委員会でしっかり我々の考え方を示したいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 市長は、よく、福岡地区水道企業団も福岡県南広域水道企業団も水が足りないということをおっしゃいますね。本当にそうでしょうか。実は、福岡県南広域水道企業団の条例を見てみますと、つまり、16万トンの供給になってあります。条例持ってきてありますがね、福岡県南広域水道企業団の条例がここにあります。供給対象が12市町村になってありますけど、この中に、別表ということで、受水団体ごとに表が出ているわけです。例えば久留米が4万6,000トン、それから大牟田が2万1,500トンということですが、これ、26年度の受水の実際ですよ。久留米が1万143トン、年間ですね。1万143立方メートルということになりますけど、これを1日に換算しますと2万7,790立方メートルになる。現に久留米は60.4%しか福岡県南広域水道企業団から受水してないという実態ですよ、60.4%。県南全体で、166.180トンということになってありますから、その中で11万4,431立法メートルということですから、68.9%しか受水してない、各市町は。これを基本水量と使用料金で割っていきますと、福岡県南広域水道企業団の26年度の水の売却益ですね、34億2,876万3,095円というのが実態なんですよ。水、余ってるんですよ。こういう実態があるわけなんですよ。

したがって、本当に余ってるんだったら、小石原川ダムに、うきはがかたらんでも、筑前と同じように、筑前、小石原川ダムへかたってませんよ。そして、福岡県南広域水道企業団に加入したんでしょ。それと同じことでもいいんですよ。そしたら24億1,200万円の負担金がなくなるということですからね。

だから、こういうことについても、ひとつ水資源対策特別委員会でも一生懸命勉強していただきたいと思えますけど、それには資料を出していただかなきゃなりません。資料がないことには、皆さん方は勉強ができないんですよ。ぜひ資料を出していただくように、正確な資料を出していただくようお願いしたいと思います。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 福岡地区水道企業団並びに福岡県南広域水道企業団の水の受給について

は、再三申し上げてきておりますが、大山ダムが供用開始して随分ゆとりが出てきておりますが、それまでは、本当に水が足りない状況であります。これは、いろんな年表とか、記録を見れば歴然であります。

ただ、議員が指摘されているのは、広域水道企業団だけじゃなくて、例えば久留米市でいきますと、太郎原とか、久留米市が単独で上水道をやっている、水源を確保しているところがあります。そういうところを含めると、随分数字は変わってくるかと思いますが、広域水道企業団においては、そういう状態であったことを御理解いただきたいと思います。また、資料につきましては、これまでも再三申し上げてましたように、我々が有している資料で、かつ、議員の皆さんにぜひわかっていたきたい資料については、ほとんど公開しているところであります。もし何か御指摘があれば、あるものについてはしっかり公表してまいりたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、私が示した資料に対して、いや、久留米は、ほかでもまだ水を確保しているということでございますが、そのとおりですよ。私が申し上げているのは、そういうものまで拾ってのお話をさせていただいているわけですよ。太郎原のところ、水、揚げてありますけど、あれは1年のうち半分しか稼働してませんよ。水余りの状態ですから、あれを稼働すれば、なおさら福岡県南広域水道企業団から水が要らなくなるから、それじゃ、使わない水で金を払わなきゃならんからということで、あそこは2日に一遍しか稼働せんような計算になってありますよ。それを、表流水という水源で確保しているわけ。表流水が1万7,153立方メートルあげてあります。そういうものは全て計算しておりますけど、例えば福岡県南広域水道企業団の負担金だけを先ほど申し上げたわけですがね。

議長、あと3分しかありませんけど、第2点に入らせていただきます。

第2点であります。決算審査でもいろいろ指摘をしましたが、行財政の改善及び平成28年度当初予算編成について質問いたします。

地方自治法では、決算認定制度が規定され、その第一次的意義は、予算効果と行政効果を客観的に判断し、反省事項及び改善事項、その後の予算編成や財政運営に役立てることです。昨年度の決算認定でも改善事項について議員から数々の指摘がありましたが、翌年に編成された予算案には反映されない現状であります。これは、上層部の指導力の欠如とともに、職員自体の決算認定に対する理解不足が原因と言えます。福岡県でも平成27年度当初予算では、既存事業の見直し、廃止、効率化、事業費の削減など、全体で約90億円の節減が図られました。北九州では、本年度中に2割以上の削減目標を目指して、今、公共施設の統廃合を進めております。うきは市では、市税収入は県下で一番少なく、社会保障費の増大など厳しい財政状況が続く中、

経常経費の削減は図られずに、年々増加の傾向にあります。ぜひとも、平成28年度予算編成では、大幅な財政削減の達成を要請して、次の項目について高木市長に質問いたします。

1番目に、経常経費の需用費、補助費など経費削減の見直しを提案したけれども、一向に財政改革をしていないが、事業を見直す気はないのでしょうか。

それから、2番目に、行政の財務及び経営を監査するために監査委員制度がありますが、監査委員から経営能率や無駄な支出等に関する指摘はあったのか、なかったのか。

3番目に、選挙管理委員会は、投票時間を2時間以内の繰り上げが可能ですが、来年度は、市長選挙が実施されます。投票時間の短縮、これはどのように考えられてあるか。

それから、4番目に、国勢調査の結果は、地方交付税交付にも大きく影響しますが、さきに実施された調査の結果からは、来年度の予算編成に影響がないかどうか。

以上、4点について市長の答弁をお願いいたします。要点だけで結構であります。時間ありませんので。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 決算審査で指摘した行政の改善と、平成28年度予算編成について、4つの御質問をいただきました。

1点目が、決算審査で指摘を受けた経常経費等の見直しについての御質問であります。平成26年度各会計決算におきましては、高山決算特別委員会委員長のもと、9月議会会期中5日間におわり、各委員による熱心な御審議をいただき、認定を賜りましたこと、改めてお礼を申し上げます。そして、決算特別委員会におきましては、さまざまな御意見、御指導をいただき、三園議員からも経費節減に関する御指摘をいただいたところでございます。今回の御質問の内容は、消耗品や印刷・製本費等の需用費、各種団体の補助金や交付金などの補助費が、毎年同じ金額計上されているものがあり、そういったものは見直しを図るべきではないかという趣旨のものであると解釈をしております。

平成27年度も各課におきましてさまざまな事業を展開しておりますが、各事業の予算については、各係の事業ごとに、市長公室長査定及び市長査定を実施して、最終的な予算案を確定しております。予算要求の際は、各係からの要求額に係る積算資料、工事費や業務委託の場合は、見積書等も提出させて、適正な価格での予算計上に努めているところでございます。各種団体の補助金等については、平成23年度に実施した行政改革推進委員会から補助金の見直しの趣旨の通り、段階的な削減を実施してまいりました。また、需用費等で前年度決算において、多額の不用額を生じた費目においては、減額措置をして、予算総額の抑制につなげております。

しかしながら、同じ事業でも年度ごとに業務量が多い場合や少ない場合もあり、一律に減額できるとは限らないケースもあることは御理解をいただきたいと思っております。今後の自治体運営のか

じ取りは、より一層厳しさを増してくると思われまます。今後も予算査定の中で、経常経費の削減を含め、限られた財源を有効活用できるよう、経費節減策を進めていく所存でございます。

2点目が、監査委員からの指摘についての御質問であります。平成26年度決算監査につきましては、平成27年7月9日から同年8月21日までの間、全課を対象に、一般会計ほか9つの特別会計、財産に関する調書及び土地開発基金等の運用状況等につき、河北、諫山、両監査委員より監査を受けたところでございます。監査におきましては、各課の係ごとに、平成26年度の行政実績報告書及び成果表に沿って、各事業ごとに聞き取り調査を受けたところでございます。担当からは、平成26年度予算執行状況を説明させていただき、両監査委員から、事業の必要性や予算執行が適正であるかなどに関して御指摘や御質問をいただきました。その総括的な意見につきましては、平成26年度うきは市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の中で御指摘をいただいているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、簡潔にお願いします。

○市長（高木 典雄君） はい。

次に、3番目の選挙の投票時間短縮についてのお尋ねでありますけれども、基本的に選挙の執行に係る事項については、議員御承知のとおり、選挙管理委員会の権限事項でありますので、私のほうから質問にお答えすることはできません。しかしながら、一般論としてあえて申し上げるならば、公職選挙法第40条の規定では、「投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる」と定められているところであります。

基本的には、市の選挙管理委員会の判断により、投票時間の短縮も可能ではないかと思われまます。短縮となれば、投票管理者、投票立会人の負担の軽減、開票結果の早期確定、あるいは経費節減にもつながるものと思われまます。選挙の根幹である有権者の投票の機会の確保の観点により、慎重な対応が求められることでもあります。いずれにせよ、市選挙管理委員会において、公職選挙法の趣旨を踏まえるとともに、他団体の状況も勘案しながら適切に判断されるものと考えております。

4点目の、本年実施された国勢調査結果が来年度予算編成に及ぼす影響についての御質問であります。御存じのように、ことし、5年サイクルで実施される国勢調査が10月1日を基準日に全国一斉に実施をされたところでございます。国勢調査の結果につきましては、議員御指摘のように、国から自治体に交付される地方交付税の基礎数値として用いられ、国勢調査による人口

が交付税額に大きく影響するところでございます。平成27年度人口はまだ確定されておられません。過去の人口動向、あるいは社会全体の人口減少傾向と照らし合わせてみても、今回、本市の国勢調査人口は、前回人口よりかなり減少するものと推測をしております。このことが及ぼす影響として、まず、平成28年度の普通交付税の減少が予想されます。これは、平成28年度の普通交付税は、来年2月ごろ発表される速報値が算定の基礎となるためでございます。普通交付税が歳入予算に大きな割合を占める本市にとって、このことは、次年度予算編成に大きな影響を与えるものと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ありがとうございます。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 一般質問、60分になっておりますので、答弁を含めて60分ですので、御配慮をいただきたいと思っております。

.....
○議長（岩佐 達郎君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

.....
○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月8日は引き続き一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時38分散会
